

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

令和元年第 5 回沖縄県議会（9 月定例会）

令和元年10月 7 日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 令和元年10月 7 日 月曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午後 4 時25分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 8 号議案 沖縄県森林整備促進基金条例
- 2 乙第20号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 3 乙第21号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 4 乙第22号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 乙第23号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 乙第24号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 7 乙第25号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 8 乙第26号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 9 請願平成29年第 2 号、請願平成30年第 3 号、陳情平成28年第54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の 2、同第94号、同第120号、同第121号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第 3 号の 2、同第22号、同第46号の 2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の 2、同第94号の 2、同第101号、同第105号、同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第134号、同第140号、同第144号、同第146号、陳情平成30年第 8 号、同第14号、同第18号、同第20号、同第21号、同第33号、同第43号、同第44号の 2、同第57号、同第59号、同第62号、同第68号、同第78号、同第81号、同第84号、同第85号、同第87号、同

第89号、同第102号の2、同第113号、同第118号、陳情第3号の2、第4号、第19号、第20号、第44号、第45号、第49号の2、第52号、第84号、第85号、第88号の2、第93号、第94号から第95号まで及び第101号

- 10 国内外の交流について（万国津梁会議費について）
- 11 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 12 調査日程について
- 13 閉会中継続審査・調査について
- 14 参考人招致について（追加議題）

出席委員

副委員長	瀬長	美佐雄	君
委員	大浜	一郎	君
委員	西銘	啓史郎	君
委員	山川	典二	君
委員	島袋	大	君
委員	大城	一馬	君
委員	新里	米吉	君
委員	親川	敬	君
委員	嘉陽	宗儀	君
委員	金城	勉	君
委員	大城	憲幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

瑞慶覧 功 君

説明のため出席した者の職・氏名

文化観光スポーツ部長	新垣 健一 君
文化スポーツ統括監	山城 貴子 さん

観 光 振 興 課 長	雉 鼻 章 郎 君
M I C E 振 興 課 長	加 賀 谷 陽 平 君
文 化 推 進 課 長	新 垣 雅 寛 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	金 村 禎 和 君
交 流 推 進 課 長	伊 田 幸 司 君
交 流 推 進 課 班 長	大 城 友 恵 さん

○瀬長美佐雄副委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第8号議案及び乙第20号議案から乙第26号議案までの8件、請願平成29年第2号外1件、陳情平成28年第54号外68件、本委員会所管事務調査事項国内外の交流についてに係る万国津梁会議費について、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について、調査日程について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、文化観光スポーツ部関係の陳情平成28年第54号外23件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 ハイサイ、委員の皆さんチュウガナビラ。

おはようございます。文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明させていただきます。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

陳情説明資料の目次を、各タブレットに通知されていると思いますが、それでは、ただいま通知しました経済労働委員会陳情に関する説明資料の目次をタップしていただきまして、資料をごらんください。よろしいでしょうか。

文化観光スポーツ部関係は、陳情の継続が20件、新規が4件となっております。

なお、継続陳情20件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、新規陳情4件について、御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明させていただきます。

それでは、ただいま通知しました説明資料の29ページをタップして、資料をごらんください。

陳情第88号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情でございます。

本県の離島・過疎地域の振興を図るためには、豊かな自然環境や独特の文化など優位性のある地域資源を活用した観光振興が重要であると考えております。このため、沖縄県では、離島観光振興会議の開催、市町村や観光協会との意見交換、アドバイザーの派遣等により地域の主体的な取り組みを支援しております。

また、沖縄観光コンテンツ開発支援事業において、民間事業者等が行う地域のさまざまな資源を活用した着地型・体験型観光コンテンツ等の開発に対して、マーケティングや広告等の専門家によるハンズオン支援等を行っているところです。県としましては、これらの支援を通して今後も引き続き離島の観光振興に努めてまいります。

それでは、ただいま通知しました説明資料の30ページをタップしていただきまして、資料をごらんください。

陳情第94号沖縄文化観光ロケ支援事業の創設に関する陳情。

沖縄ロケ制作支援事業は、映画・ドラマ等のロケ制作に関し、国内外市場における沖縄の認知度向上のため、国内外での公開・放送を主な条件として、撮影に必要な一部費用の助成を、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの沖縄フィルムオフィスに委託実施してまいりました。

開始当初は、海外における沖縄の認知度向上が課題であり、一定の成果を得たと考えておりますが、事業実施に当たり、年内での撮影終了・作品完成後の公開の実現性などの計画が、撮影スケジュールの変更等に伴う支援辞退や公開に至るまでに予定していた配給の縮小事例があるなど、適切な事業執行が難しい状況がありました。

そのため、沖縄の認知度が向上し、海外からの観光客数も順調に増加している中では、ターゲットを明確化したプロモーション手法が効果があること、単年度の支援スキームは実施難易度が高いことなどから、本事業の費用対効果等を勘案し、終了としました。県としては、現在実施しているフィルムツーリズム推進事業において撮影の受け入れ支援や、映画祭への出展、上映機会の創出を行うことで、ロケ誘致や魅力発信につなげていきたいと考えております。

それでは、ただいま通知しました説明資料の31ページをタップし、資料をご

らんください。

陳情第95号要望事項の1から3の香港政府に対して市民が求める5つの要求の受け入れを働きかけることなど、香港の情勢に対する日本政府としての対応については、政府の外交に関する問題であると認識しております。

それでは、ただいま通知しました説明資料の32ページをタップし、資料をごらんください。

陳情第101号民泊新法に係る教育民泊の県条例の規制緩和に関する陳情。

県では、修学旅行における課題の共有と解決を図るための沖縄県修学旅行推進協議会において、教育旅行民泊受入団体等で構成する教育旅行民泊分科会を設置し、安全、安心な体験メニューの提供等の課題解決等に向けて協議を進めております。

住宅宿泊事業法（民泊新法）は、教育旅行における受け入れ民家の拡大に寄与している反面、同法や県条例での制限により、一部地域で平日に教育旅行民泊が実施できないとの声があると聞いております。

当該条例は、県の観光施策や観光客のニーズ、市町村の意見等を踏まえた上で、周辺住民の平穏な生活環境や安全等を守る最低限必要な形で制定されたものと考えておりますが、今後、同法や県条例の教育旅行民泊への影響について、地域の関係機関などから情報収集を行い現状把握に努めるとともに、教育旅行民泊分科会においても、協議を続けてまいります。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

それでは、御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瀬長美佐雄副委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 それでは平成29年第91号ですね。9ページです。

それの中の1。1の多言語観光案内サインの件ですけども、これはもう、ある意味整備事業は終わりましたということで報告を受けております。しかしながら、このニーズに対処ですね、今後は、要するに看板とか云々ではなくて、新しいコンテンツで対応しましょうというような答弁もいただいたと思っております。例えばQRコードであったり、FITが多くなってくるので、スマホとか端末を通した、順次順次中身を更新するとかね、新しいコンテンツの、対応をする必要があります、あるんでしょねというような御答弁をいただいておりますが、今具体的にどのような取り組みをされてるんでしょ。処理方針もそういうふうになっておりますけれども、翻訳ルールの見直しなどの業務を通してとかがありますけども、具体的に何がどのように進展してますか。

○加賀谷陽平MICE推進課長 加賀谷でございます。お答えいたします。

経過・処理方針のほうにも書かせていただきましたが、まずは県内を訪れる外国人の皆様に、県内どこへ行っても同じような形で情報が伝わるように、それを統一するというのが我々は必要だろうということの中で、この翻訳ルールを策定する。それから、そういった事例集のほうを作成をして、県のホームページのほうで公開をして、そういった情報公開をしますよっていうことを、県内の観光事業者ですとか観光協会が集まる機会に情報提供しながら、皆さんの共有を図ってきていたというところがこれまでの取り組みでございます。

QRコードについては、QRコードを運用している会社のほうと接触をして、情報を収集しながら、そこで得た情報をまた共有していくと。機会を見つながら共有していくというふうな取り組みを今させてもらっているところです。

以上です。

○大浜一郎委員 これは全体で一緒っていうことよりも、本来もっと個別具体的な対応が必要だったんじゃないですか。これからもそうだと思いますけども。

例えば、島々によって必要な情報は違うわけですし、そのきめ細かなことをやっていくのが沖縄らしきんじゃないですか。本島内のこと、南部も中部も北部も違うし、もちろん先島も違うし、本島周辺でも違うし、そういったもののコンテンツを充実させるような形での、他言語の対応というものにブラッシュアップした、するような僕はイメージを持ってたんですけど、そんなことではないんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

これまで外国人観光客の利便性を深めるという意味で、いろんな観光サインがございまして、それを県で統一的にというところの事業が、この事業のスタートでございまして。その際に、スタート当初、県のほうでの整備もございましたけれども、順次整備する中で、各市町村がその地域によって整備を進めてきたところでございます。

我々としては、当然、県、市町村それぞれの役割分担のもと整備を進めていく必要があるというところで、全体的な統一的な考え方については、県のほうで整理をしまして、個別具体的な整備については、観光サインについては、市町村のほうで整備して進めてくださいねっていうところがございまして、この事業につきましては、もう既にそういったところの取り組みをさせていただいてまして、今説明をしております。

たしか前回も一前々回ですか、前々回の議会で大浜委員から、今後は観光案内板にですね、新しい情報などを盛り込むために、例えばQRコードを設置したりして、いつでも外国人が行って、行けば最新の情報が得られるようなのはどうかって、たしか提案があったかと思います。それにつきましては、先ほど答弁がありましたように、これは基本的に事業者さんのほうでやられますので、そういったところの情報があれば、情報共有を進めていければなというところで考えてる次第ということを申し上げたということでございます。

○大浜一郎委員 じゃあこれはもうある意味、民間に任せた形に持っていくんだというようなことなわけですね、基本的には、方向性としては。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 それと市町村や地域の観光協会さんですね、ということで、地域が主体的に積極的に取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○大浜一郎委員 とはいえですね、やはり市町村でマンパワーがあるところとそうでないところがあったりして、これから、ここにも書いてありますよね、FITの時代に入るとるわけですよ。ですので、濃淡があつてやはりよくないだろうなと思いますよ。ですので、いま一度もう少しきめ細かにしていくことをしていないと、これからの観光もかなり高次化してきますからね。求めるニーズだってもう多岐にわたって変わってきますので、そのようなところはもっともっと密にできるようなコンテンツづくりのちょっとプログラムを、少し考察する必要があると思います。この辺はどうですか。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から大浜委員に対して質疑内容を確認がされた。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 既存の事業ではですね、私ども今そういった取り組みは、ストレートに対応している事業は今のところございません。委員会の御提案というところですね、またどういった取り組みができるか、少し検討してまいりたいと思います。

○大浜一郎委員 次に平成29年の第144号です。ページは14ページですね。

外国人の観光客の患者対応についてということでもありますけども、これ処理内容としてはいろいろといろんな取り組みされてるっていうふうに書かれておりますが、実はこれね、八重山病院でもね、1次医療との取り合いがあつてね、1次医療の取り合いがあつて、もうやっぱこっち、そっち集中しちゃうんですよ。いろいろと会議をしまして云々しましたってありますけど、じゃあ具体的にどのように変わって、どのような効果が見られたかというのをちょっと具体的に教えていただけますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 インバウンド外国人観光客の緊急医療体制の現在、行っていることにつきましては、インバウンド対応緊急医療受入態勢整備協議会というのを運営しておりまして、各病院、それから県の医療関係などで受け入れ体制の協議を行っているところです。それから、加えて勉強会なども病院を対象に行っておりまして、あと個別にコンサルタントの実施なども行っております。また加えて、海外旅行保険加入を促進するプロモーションの実施などで、インバウンドのお客様に対して、医療費の準備をするようお願いをしているというようなところも行っているところです。あと、離島診療所とホテル宿泊施設との意見交換会などを実施しております。

具体的な効果ということになりますとなかなか定量的には難しいんですけども、ある程度そのインバウンドの対応は御相談にあずかっているというふうに考えております。

以上です。

○大浜一郎委員　これ実は現場では大変困った問題の一つに上がってきていてですね、これは観光スポーツ部だけで対応できる話でもないと思うんですが、もうとにかく、何か急患があればもう、1次医療であろうが何であろうが、もう全て八重山病院に来てしまう。基本的にはマンパワーも足りない。それに対応する人もいなくて、最終的にはその入院費とか治療費の未収ももう多発してるところがやはりあったりして、特にまず、もっと離島に行くんですね、これはもうやっかいな問題になってるんですよ。ですのでね、これは意外とこれ大変な問題になってくるんだらうなと思います。ですので、観光商工労働部だけ、ごめんなさい、文化観光スポーツ部だけの案件ではないと思いますが、これはもう少し裾野を広げて対応するようなことに、もう少し問題広げていったらどうかなと思います。

いろいろな手当てを手だては講じているというふうにあるんですが、現場でそれが具体的に効果があるような形になってこないと、やっぱり厳しいというふうに思います。これは毎日のことですからね。ですので具体的に、ちょっと時間軸決めて、これぐらいまでは持っていこうというような、具体的なプロセスマップみたいなものね、少し考えてみたらどうでしょうかね、どうですか。

○雉鼻章郎観光振興課長　今御指摘のありましたように、その対応としては先ほど少し触れさせていただきましたが、協議会のほうで病院の現場の声なども聞きながら、必要な対策を考えていきたいというふうに考えております。

あわせて国のほうでも、全国的な問題としてですね、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策ということで進めております。協議会の設置や保険加入の推進ですとか、実施把握調査といったことになるんですけども、そういうのも含めてですね、実際の現場の御意見を聞きながらですね、医療部とも連携して対応を進めていきたいと思います。

○瀬長美佐雄副委員長　休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から副委員長に対して、万国津梁会議費の質疑は陳情審査と一緒にを行うのかとの確認があり、次の議題で扱うと答えたため、質疑を終了した。)

○瀬長美佐雄副委員長　再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 32ページ新規の101号です。民泊新法にかかわる件ですが、これは私一般質問でも取り上げさせてもらいました。経過・処理方針にある一ちょっと確認ですけれども、教育旅行民泊分科会ってありますよね。これがメンバーとか開催頻度がどのようになっているか、まず教えていただけますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 教育旅行民泊分科会の構成についてということですが、その大もとになりますですね、沖縄県修学旅行推進協議会というのがございまして、その中に教育旅行民泊分科会というのがございます。構成委員といたしましては、観光協会でありますとか、それから各民泊のコーディネーターなど、それから民泊の組合と申しまししょうか、民泊の団体さんがあります。

現在、開催頻度については、大体年に1回程度ということになっておりまして、民泊に関する課題でありますとか、あと体験いただくプログラムなどについて協議をしているというような状態でございます。

○西銘啓史郎委員 民泊新法が施行されて1年がたちましたよね。ことし1回ということですけど、直近ではいつ開きましたか。直近では。

○雉鼻章郎観光振興課長 現在参加いただく委員の方を選定中でして、これから開催予定にしております。

○西銘啓史郎委員 直近はいつ開催されましたかって聞いている。

○雉鼻章郎観光振興課長 民泊分科会については昨年の7月に開催をしております。それと、ことしの2月にコーディネーター研修というのをやっているところですよ。

○西銘啓史郎委員 もう一つ、処理方針の中に一部地域で平日に教育旅行民泊が実施できないとの声があると聞いておりますというふうに書いてますけども、県としてはどのぐらいの場所でそういう事例が発生してるというふう把握してますか。どのぐらいの市町村でもいいですよ。

○雉鼻章郎観光振興課長 具体的には糸満市のほうでそういうお声があるとい

うふうには聞いております。それ以外のところについてはちょっと申しわけありませんが、現在把握しておりません。

○西銘啓史郎委員 僕はそこが問題だと思っているんですよね。もちろん今回、陳情は糸満市から上がってますけれども、ほかの市町村も含めて民泊新法が施行されて、県としてはやっぱりしっかりそこ把握すべきだと思うんですよね。その問題に対してどうするかを一この陳情の要請ではそういう場を設けてほしいということを書いていますよね。ですから、分科会だけではなくて、本当に困っているところの声を聞いて実態を把握をして、それに対してもし違法があるのであればそれに対する対処もしっかりする。これは責任部署はどこなのか、宿泊、宿業だったらもう保健医療部になるんですかね、わかりませんが、その辺をしっかり含めて民泊の実態を把握すること、それから課題を明らかにすること、それに対してその対象をしっかりすることが、僕は求められてると思うんですね。

ですから、ぜひこの中でもきっちりやってほしいのは、例えば週末ができないということ、この間も言いましたけども、修学旅行って基本的には平日じゃないですか、来るのは。ですから、この辺のことも含めて、今、地域で困っていることを、文化観光スポーツ部としてしっかり把握をしてやることと、それと実は僕もいろんな話を聞いたんですけども、当初、民泊をやるために、簡易宿泊、宿所営業の許可をとるために、2万何千円も払って取りました。しかし、制限区域があるんでこれが、もうこの免許が使えなくなりました。そのときに本来、提出側は問題ないと思って提出したけど、チェックしたら制限区域でできなかったということは、2万何千円はもう払って、1回資格を取っているわけですよ。それを今回、廃業という形で保健所からは届けてくださいと。2万何千円も返ってこないわけですね。金額の問題はいいとしても、いずれにしてもこの辺の、この連携っていうんですかね。きっちり出して資格を取ったけど、いざやろうと思ったら制限区域にひっかかってたということも含めて、行政として一これは市町村も含めてですけど、その徹底の仕方であるとか、実際それが起こったときに、今度は家主居住型で取ってやろうとしても、やはり同じように曜日の制限があるということで、今まで真面目にやってきた方々がね、そういうことができなくなってるという実態を本当に県がどれだけ把握してるかっていうのが一つの問題だと思います。

その中で、例えば伊江島なんかは昔からもうずっとやってると思うんですけども、もう何十年もやってて、今回のこの条例の中には入ってませんので、対象地域じゃないもんですから、恐らく緩やかに、今までどおりできてると思う

んですけど。そういったことを県としては、今後、本当教育旅行民泊、この指針もありますよね、概要。これをつくったのはどこでしたっけ。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 先ほど申し上げた沖縄協議会のほうで指針のほうは定めております。

○**西銘啓史郎委員** でも沖縄県として発信してるんじゃないの、これは。この文書は。文書というか方針みたいなものは。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 県の設置した協議会のほうでつくって、皆さんに周知しているところです。

○**西銘啓史郎委員** 主管部署は文化観光スポーツ部っていうことでいいですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** それで結構でございます。

○**西銘啓史郎委員** であればですね、やはりもっと文化観光スポーツ部がしっかりと現状を把握—先ほど分科会は年に1回しか開かないと。直近が昨年7月ということは施行後だと思うんですけども、1年たった問題を把握するために、しっかりと協議会の中で事実関係をはっきり確認をして解決をしてほしいというのが1つ。

それと糸満の陳情にもありますけども、やはり一生懸命真面目にやろうとしてる方々と、片方で違法というの正しいかどうかあれですけど、法に触れる内容でもやってる方々もいるやに聞いてますんでね。ですから、真面目にやろうとしている方々が、何ていうんですかね、ばかを見るようなことがないように、この条例の改正—例えば、制限、受入日の営業の制限期間を変更するとか、またはもう市町村から脱退するような手続もですね、しっかりやらないと、僕はこの問題解決しないと思ってるんですよ。ですから、ぜひこれはお願いしたいんですけども、部長のこの間の答弁でも未然防止に周知の文書を送っていると言っていましたけども、文書を送るだけではなくて、本当に現場を見て、現場で抱えてる課題についてしっかり改善をしてほしいと僕は思うんですけど、部長この辺については何かコメントがあれば教えてください。

○**新垣健一文化観光スポーツ部長** 少し経緯から説明をさせていただきたいと

と思いますが、まず民泊につきましては、県としては修学旅行の中で、教育旅行民泊を推進したいという基本的な考えであります。今回のいわゆる法が施行される際に、保健医療部のほうから各部に照会がございまして、私どもとしては、いわゆる家主居住型の場合は制限対象から除いてほしい旨のですね、意見を提出したところですが。技術的にはそういった法のガイドラインの中で、同法の家主不在型でも適切な運用が図られるということから、類型を区分しての制限は難しい、適切ではないという御意見がございましたので、我々としましては、そういった法、あるいは条例の施行につきましては住民の理解が重要であるというところから、我々内部の意見としては、ともかく住民生活を熟知する市町村の意見が反映されるべきだというふうに考えた次第です。それもあって、うちの部では、保健医療部との調整の状況を各教育旅行民泊受け入れ団体に周知するとともに、必要に応じて各市町村に意見を提出するよう促したところですが。そのまま条例がですね、制定されているところがございます。

その一方、我々としては、やっぱりよその大事な児童生徒をお預かりするので、教育旅行民泊といえどもやっぱり安全・安心の確保が非常に大事だと考えておりました。そういった観点から分科会を設けて、受け入れに伴うルール化というところで、先ほど西銘委員御指摘のですね、文書などを発出してその受け入れ体制の強化でありますとかルールづくりに取り組んでいるところです。条例が施行されて1年経過して、現場のほうからですね、こういう御意見も出てきているというところから、処理方針で書かせていただいたように、そういった地域の声を拾いつつ、せっかく立ち上げた教育旅行民泊分科会でありますので、県全体としてどうこれを、今後しっかり動かすにはどうしよう、あるいは盛り上げるにはどうしようということ考えて立ち上げた協議会ですので、そういった中で、しっかりと話し合っていければなというところを今考えてる次第です。

○西銘啓史郎委員 最後になりますけれども、いずれにしても本当に、定期的に、早急に開いてほしいのと、その改善策。例えば、この間一般質問でもやりましたけど、糸満市から上がって、この適用から外れると。外れたいときに、市から要請があれば、処理的にはすぐできると事務方が答えてたんですよ、これは。保健医療部の担当は。ただし部長は、時間がどのくらいかかるかわからないとあったんで、確かにいろんな法のくくりがあるんで、ベストよりはベターでしかないと思うんですけども、とにかく早急にこういう場をつくって、改善をするものは早急にするということをお願いしたいんですけど、最後にもう一度部長、お願いします。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 おっしゃるように、我々観光として修学旅行、教育旅行民泊を推進する立場とですね、また法と条例を所管してる保健医療部。それぞれ目的が違いますので、いろんな意見調整などが必要になろうかと思えます。我々としては、先ほど申し上げましたように、現場の意見を踏まえて、我々としてそういったところで保健医療部と話し合いができればというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員 以上です。ありがとうございます。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 ちょっと関連ですので私もさせていただきます。今の議論の延長で2点ほど議論をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

今部長からもあったように、県としてはもうとにかくこの修学旅行民泊、教育民泊については、お互いの認識も含めて大事に育ててきたはずなんですよね。

去年のこの条例の議論のときに私は指摘させてもらいましたがけれども、やっぱりそういう育ってきた民泊と、教育、子供たちの修学旅行と、家主もいない誰が預かってるかもわからない空き部屋を利用した民泊と一緒にたにするのは問題だっていう指摘はさせていただいたところなんですよね。だから、1つ目の議論は、それを踏まえて私は6月に担当課に対しては、条例制定のときから自分は慎重視してたけれども、1年たってどうですかと。問題ないですかという話をしたら、その答えは、県としても、コンベンションビューローにも聞き取りをしたけれども全く問題は出てませんと、そういう答えだったんです。だからそういうのをやると、今の議論もあったように、この皆さんが陳情の処理方針で言っているこの協議会、あるいは民泊分科会、そこでの議論っていうのが不十分だと私は思ってるんですよ。

だから、そのときから私は、いろいろ私の耳には入っていたんですけども、やっぱりそれがここに上がってこないっていうのは、この協議会の持ち方、分科会の持ち方、委員の選定の仕方等も考えないといけない。この処理方針ではそれが見えないもんですから、その辺についてまずお願いします。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 平成31年度の協議会のメンバー、分科会のメンバーはこれから選定するという、先ほど担当課長から答弁があったと思

ます。平成30年度につきましては、離島、それから北部、中部、南部、宮古、八重山、伊江島も含めて24のいわゆる観光推進協議会でありますとか、受け入れ団体であるとか、いわゆる体験学習の提供者であるとかっていうところですね、構成員がおりますので、各地域で広く、しかも、受け入れるだけではなくて、誘客も含めて広くメンバーがいるというふうには思います。ただ、大城委員おっしゃるように、そういった声が、まさに現場で起こってる声が、そういったところで、反映されないということであれば、改めて我々としてもそういった分科会の持ち方、我々サイドの進め方っていうのは、やっぱり一考する必要があるだろうなというふうに思います。

○大城憲幸委員 西銘委員の指摘のとおりで、私も今から協議会立ち上げて意見交換してということではなくて、やっぱり早急にこの条例のあり方の議論をしないとイケないと思ってるんですよ。

それで、今回の陳情は残念ながら、この条例については、所管が保健医療部だからっていうことでやってるんですけども、私は、向こうで議論をするのも必要ですけども、この件はここで議論すべきだと思ってるんですよ。というのは、先ほど部長は、当初から家主が滞在する場合は外していいんじゃないのっていう部としての意見を言ったけれども、やっぱり法的な、法制的な観点から難しいっていう話があったということですけども、私から言わせれば、もう条例をつくることから問題が起こるんじゃないかってね、現場の皆さんからすれば、わかって当然だと思ってるんですよ。

だからその部分を、どこからどこまでを緩和するの、どういう合理性でどういう理由づけでやるのっていうのは、向こうでは無理なんですよ。ここで、やっぱり、一般の民泊と教育民泊の違いっていうのは、やっぱりここできちっと、現場の意見も聞いて、じゃあどっからどこまで緩和するかっていうのは、やっぱりここで議論をして、横のつながりをしっかり持って、条例を改正するという手続にするためには、やっぱりここできちっと議論をしないとイケないと思うんですよ。その辺については、いつごろから取り組むのか、あるいは積極的にこっから条例改正にかかわるべきなのか、という部分に対してどう考えておりますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 やっぱり基本的にはですね、法と条例の所管してるところが、そういったところを踏まえて、何ていいますか、条例の質、改正の必要性なりを考えるべきだと思います。

先ほど言ったように、一方は我々としては、修学旅行が沖縄観光にとって大

事であり、その一つのですね、受け入れ先として教育旅行民泊がある。教育旅行民泊には、地域によっていろいろな体験をして、家庭に入っていく。そういったコミュニケーションが図られる、都会ではできない体験ができるとか、いろんな教育効果があるということでこれまでも進めてきたところです。

条例制定までの経緯は、先ほど申し上げたとおりでございまして、我々としては意見出したけれども、地域からはそんな声は上がって来ていないので、基本的に条例として形になった。ただ一方で、今問題が起こってきている。なので、我々としては、今委員の皆様から対応遅いということがあるかもしれませんが、まずは、やっぱり、今回糸満市さんから上がって来てます。そういった声を聞きながら、我々として保健医療部との調整をどう進めていくかというところがございますが、それも観光振興の立場からしっかりとですね、保健医療部とは意見交換なり調整を行っていきたいというところです。

○大城憲幸委員 法の趣旨からしてもですね、保健医療部のほうは規制をかけるほう、制限をかけるほう。ただ、この法の趣旨も、需要のバランスを見ながら制限することができるようになってるんですよ。だからその辺は、この法律自体は民泊を進める、そういうような趣旨も含まれてて、決して制限かけるのが目的ではないんですよ。だからその辺もやっぱり皆さんから、どんどんやっぱり声を上げていかないといけないと思ってますし、非常に残念なのは、この教育民泊も一般の民泊も一緒くたにされることによって一先月だったのかな、新聞記事でも北部あたりでは、この民泊事業は百害あって一利なしなんていう県民の声まで新聞にでかでかと載ってしまって。やっぱりこれは、子供たちのために、営利だけ、もうけだけの目的ではなくて、やっぱり修学旅行民泊を大事に、教育民泊を大事に育ててきた皆さんからすれば、非常に県としてもこれ何とかしないといけない、早期に取り組まないといけないんじゃないかなっていうのを感じるわけですよ。だからそれはやっぱり今まで支えてくれた、この民泊受け入れの民間の皆さんも含めて、これ早急に現場の声を聞かないといけないと。

そして、今、保健医療部は難しいって言ってますけれども、調べたらそういう規制緩和してるところあるんですよ。その辺、課長少し事前に私連絡したつもりなんですけれども調べてみました。

○雉鼻章郎観光振興課長 大城委員より連絡をいただきまして、例えば京都市などでは、認定京町屋というところは除外をすとかですね、あと福島県などでも住宅宿泊事業の実施の制限について一部緩和をしていたり、あと兵庫県で

は市町村においてですね、市町長、市、町の首長一市町長は、知事に制限解除を申し出ることができるというような事例もあるやには聞いております。

○大城憲幸委員 だから、やっぱり今言った、一番最初のところはやっぱり沖縄県として教育民泊を育てたい。そして、糸満の民家さんもほかの地域の民家さんもやっぱりホテルと違ってて、やっぱり教育民泊の大事さ、あるいはそこに沖縄の観光も地域の活性化も含めてすばらしい事業だという共通認識持っているんですよ。だからその前提に立って、やっぱり声を上げるのは皆さんのところで、そこが制限を設けてる保健医療部のほうに、いや、ごみの問題、騒音の問題、セキュリティーの問題、そういうものでこの法律はできたけれども、やっぱりこれはしっかりとした事業者がついてますよねと。教員が一緒にいますよねと。そして、学校の子供たちですよと。そういうことから、こういった苦情っていうのは出ませんよと。だからそういうような前提で、合理的に説明をして、条例を改正するという手続は、私はすぐにでも進めるべきだと思うし、そのためには、もとあったような現場の声を早急に聞いて、それで条例をどこまで改正するのか。例えば、私は個人的には、学校から100メートル以内も規制をしてますけれどもね、やっぱりそういうようなものなんかも外してもいいんじゃないかなと個人的には思っていて、だからまずは、一般の民泊と教育民泊を分ける。その分け方として、合理的にどう説明できるかっていうのは、皆さんのほうできちっと議論してつくっていくという、必要だと思いますけれども、その辺について答弁をお願いします。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 先ほどから申し上げておりますように、やっぱり教育旅行民泊というのは、我々にとっても重要な、受け入れの1つだと思っております。委員御指摘のところも踏まえまして、しっかりと現場の意見を聞いてですね、我々の考え方をまとめて対応していきたいというふうに思います。

○大城憲幸委員 よろしく申し上げます。以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の質疑との関連ですが、私は民泊新法も条例も読んでないもんですから、これから急ぎ読まないといけないなと思ってるんです。ここで

は糸満市の観光民泊部会からですが、糸満市議会から今議長に対し、陳情要請が、同趣旨のものが出てきておりまして、それは次の議会に出てくることになりませんが、まず聞きたいのはですね、民泊新法では週末しか受け入れられないとの制約。これは、民泊新法で規制して、そういうふうにされているのか、それを受けて条例を制定したためにそういうことが起きているのか。これは法的にはどうなんですか。法ではっきり規制しているのかね。条例で規制しているのか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 法では営業日数を制限しておりまして、それ以外の制限については、各都道府県の条例で定めることができるというふうになっているところですよ。

○**新里米吉委員** 今のね、週末しか受け入れられないっていうのは、そうすると条例にかかわってそうようになってくるんですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** はい、御指摘のとおりです。

○**新里米吉委員** 恐らく、県庁内でも皆さんと保健医療部とある場合によっては、教育庁含めて横の連携をとって、協議会みたいにしっかり連絡した話し合いを持ってもらわないと、こういうふうに沖縄はもう観光立県と言われてるぐらいの状況の中で、こういった問題が起きてくるというのは、これ解決しないといけないわけですよ。それも急がんとはいかんわけですね。

どうしても、皆さんにも悪いけども、少し縦割りのところがあるんですよ、行政は。これをどう横の連携をうまく図っていくか、それぞれ努力はしてると思うが、これをしっかりやってもらわんとはいかんと思うんですが、私も財団にいるときに感じたことがあってね—5年間財団におりましたら、外郭団体でやりながらも、時々、いやあ縦割り、何とかせんといかんと、財団のほうから声かけて、各部長を集めたことがあるぐらいだから。そういう部長同士、お互いに横に何か、遠慮するような雰囲気もあってね、誰がよくてどこの部が、何力所かにまたがると誰も手を挙げないんですよ。集めようとしません。わかっているながら。

そうになったら困るので、やっぱりどうしても縦割りになりがちなものを、横の連携をどうとっていくかという非常に大きな課題なんで、ぜひこれはやってもらわんと困るなあというのは、今感じているところなんですけど、部長どう思っています。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 先ほど経緯も少しお話をさせていただきましたけれども、条例ができる際に、我々は家主同居型は、やっぱり外してほしいというのは一応申し上げました。ただ法的ガイドラインに基づきまして、それは少し難しいよということがありましたので、我々としてはやっぱり、先ほど大城委員からございましたように、法や条例は規制するほうですね、やっぱり住民生活を守るという意味で、これこれこれは制限しようというところが、法や条例にはございます。ですので、それは市町村の意見が一番大事だろうということで、そういった教育旅行民泊をやっている方々には、我々の考えを伝えつつ、ぜひ市町村さんに声を上げてくださいなっていうところ今がありましたけど、それがなかったというところは、現状としてございました。

一方で、この条例が走って既に1年たって、今そういった声が出てきているところを踏まえ、踏まえてですね、我々としてはしっかりその意見を捉えて、我々としての教育旅行民泊の進め方を、考え方を含めまして、保健部とはしっかりと調整をしていきたいというところです。

○新里米吉委員 沖縄における教育民泊の先進地と言っていると思うんですが、伊江村はこの問題では、何か皆さんに要請みたいなのは出てませんか。伊江村はどうなってるんですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 伊江村からはそういったお声はいただいておりませんで、伊江村は条例の対象区域から最初から外れているので、この制限はかからないということがあります。

○新里米吉委員 条例つくったけれども、県内で条例が適用される地域と適用されない地域があるということですか、今のお話だと。

○雉鼻章郎観光振興課長 条例施行前にそれぞれの市町村さんのほうに一恐らく保健医療部のほうだと思っと思うんですが、照会をかけてですね、そういう条件であればということで、対象になる地域と対象にならない地域があるということでございます。

○新里米吉委員 いや、ますます勉強せんといかんくなったので、この質疑をこれで終わりますが、もう一つ。

沖縄文化観光ロケ支援事業の創設に関する陳情というのが出ておるんです

が、これも議長にも要請がありました。まず、どれぐらいの予算が当初組まれてました。24年ごろからの予算だっていうんだが、24年とか25年、このあたりの年間予算は幾らくらいでしたか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 平成22年度から行っておりまして、大変申しわけありません、ちょっと22、23、そのあたりは持っていないのですが、最終年度の平成30年度では、予算額が1億5800万強。1億5800万強の予算で最終年度はやっております。

○**新里米吉委員** これは一括交付金が主な財源ですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 平成24年度からは一括交付金でやらせていただいております、それまでは、22、23年度は県の単費でやっておりました。

○**新里米吉委員** 皆さんの説明も理解できる部分があるわけですが、10年ぐらい前から、あのころ議会でもこの問題を取り上げる議員の皆さん結構いましてね、個人の名前挙げるのも何だが、國場代議士が県議のころから彼も非常に関心を持って質問なんかしておったと思うんですね。

いわゆる、当時はまだ今みたいに、沖縄の観光はこうじゃなかったから、こんな、こんなだったんだよね、しばらくの間。やっぱり沖縄観光を認知してもらおう一当時は認知してもらわんといけないというのが大きかったと思うんですね。海外にも認知してもらおう。そのためには、この事業が非常に重要だというのが議員の間でも出てくるし、県のほうも考えて予算化してきて、恐らく、最後のころで1億円余りですから、その前もうちょっと大きかったんだろうと僕は思うんです。

かなり今は、認知されてきた。確かにかなり目標はもう達成されてきたという面はあるんで理解はできますが、この予算を完全になくしていいのかなあというのが、ちょっと気になるんですよ。必要だというときにね、そういったことをやる業者が、ほとんど壊滅状態になってしまったら、ちょっと少し、これをしてもらわんといかんなあと思って予算つけるときにこれ大変だろうと思うんで。まあ1億円とかは言わないにしても、少し予算をつけて、やっぱり県内でそういった沖縄を売り込む事業を何とか継続しておける状況はつくったほうがいいのかなあという、私はそう感ずるわけね。完全に今なくなってるから。

だから、目標はもうある意味で達成した。最初はもうほとんど知られてなかった。今はもうかなり認知度がもう高くなって、海外からも沖縄観光にたくさ

ん人が見える。逆に、たくさん見えたことからくるいろいろ問題点の処理のほうに今追われている。という時代背景の違いはあるんだけど、この種の事業は、でも何とか既定の継続性は持ったほうがいいのではないかなと思ってるんですけど、どんなですか

○新垣健一文化観光スポーツ部長 今、委員御指摘のように、今の観光がですね、おかげさまで非常に好調だということがあって、我々としては、おっしゃるように所期の目的は、一定程度効果があったと考えております。

またあと、最近ではF I T層といいまして、個人旅行が結構多いというところもあってですね、最近では沖縄を売り込む際には、やっぱりSNSなどを活用した情報発信のほうがより効果的だということもございます。

もう一つには、これは最後のほうは、ロケ総計費の50%以内で、上限1本当たり3000万円以内の支援ということで実施をしておりました。我々はですね、やっぱり、どうしても会計年度が単年度で処理をしないといけないという、予算上の制約がございます。やっぱり作品をつくるに当たっては、やっぱりロケの状況でありますとか、いろんな出演者の関係もあるんだろうと思うんですけど、なかなかこう、我々の年度にとらわれ、縛られないような作品づくりというのがあってですね、非常に事業執行自体が非常に厳しくなってきたというところもあります。

そういったところをトータルで考えて、事業を終了したというところでもございまして、会計年度の問題とか、あるいはどれが効果的な情報発信かということが、少し今、今の整理ですと、我々が処理方針に書いてある考え方ですので、今後これをさらに復活させるかにつきましては少し、要検討というところになろうかと思っております。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 2点伺いますが、まずは陳情20号。これはページが16ページですかね。それから陳情4号ページ27。

いずれも、奥武山運動公園とJ1規格サッカースタジアムの整備について、関連しますんで伺いますが、まず、陳情20号につきましては、奥武山の陸上競技場を全天候型の整備をして、継続して使いたいという陳情ですね。一方で、陳情4号は、J1規格サッカースタジアムの整備事業の早期推進に関する陳情ということですね。

私、那覇市の選出の議員なんで、市民の皆さんから、この奥武山運動公園の陸上競技場の継続の要請もあったんですね。あるいは一方で、早くJ1サッカースタジアムをつくってほしいという話もあつたりですね。まだ若干その情報の混乱が見られますので、県の方針としては、明確にJ1規格の整備計画ももっているわけでありますから、そういう意味ではそれを進めていくという考え方の確認をしたいんですけど。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず先に、スポーツ施設の基本的なその整備の考え方として、県においては、県内に1つしかない施設、それから、国民体育大会とかあと高校総体とか、そういった公認の基準を満たす必要のある施設については、県が整備をするということにしております。そういったところから、陸上競技場については、県総の一総合公園の中にですね、陸上競技場、第1種公認の陸上競技場をつくってるというところがございます。

スタジアム整備については、現在の観光振興とか、人材育成、スポーツ振興等に資するということから、奥武山公園内に整備をするというところで進めているところでございます。

○山川典二委員 陳情20号の処理方針の中に、J1のサッカースタジアムの中に陸上競技のですね、皆さん用にコンコースですか。それを整備していきたいという方針もありますけれども、考え方としては、これはそういう方針でいくということでもいいんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 今回計画をしているスタジアムにつきましては、陸上兼用ということではなくて、サッカー専用のスタジアムを計画してるということでございます。

現在の陸上競技場についても、一般の利用者の方々もいらっしゃいますので、そういった方々のためにもですね、新しくつくるスタジアムにつきましては、コンコースのところを一般的な利用ができるようになっていうところも、現在検討しているというところでございます。

○山川典二委員 ぜひそれは、引き続き実現ができるような感じで進めてほしいんですが、まずですね、これはもう既に平成29年にJ1のこのサッカースタジアムの基本構想、基本計画ですか、ができると思うんですが、あれからもう2年になるんですけども、現況はどんなふうになっていきますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 平成28年度から29年度にかけての基本計画を整備したところなんですけど、その中で課題等が出てきております。平成30年度はその課題に対応する形で、複合機能等の可能性とかですね、それから整備手法等について調査検討を行っております。今年度は財源等が課題になっておりますので、民間資金の活用等も含めて調査検討を行っているというところでございます。

○山川典二委員 ですから、財源の問題を検討されてるんですけど、具体的にどれぐらいの規模の財源が必要なんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 基本計画を策定した時点で178億円を見込んでいるところでございます。

○山川典二委員 そのうち、民活を導入したいという処理方針もありますけども、考え方としては、どこかの民間のPFIを使うとか、そういうことも検討されてる、現実的にどの辺まで進んでるんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 昨年度の官民連携も含めてですね、サウンディング調査というところをやっております。その中で、民間企業の参加の可能性とか、参入の可能性についても一定程度調査をしております。そういったことも踏まえて、現在、今おっしゃりましたPFIの事業方式についても検討しているというところでございます。

○山川典二委員 例えば、都市公園法であるとか、都市計画上のですね、法律の問題も制約にあるというふうに伺ってますけども、その辺も含めて、今現実的に具体的にどういう解決方法で今クリアしようとしておるのか。あるいはその財源のコンソーシアムの話もですね、現実的に、今導入の誘致の話なんですけども、もう具体的にどっかその企業も含めて、打診をしたりそういうことやってるんですかね。つまり、いつごろ開設を、オープンをですね、めどに動いているのかということをちょっと教えてほしいんですが。

○金村禎和スポーツ振興課長 現状財源がちょっと課題になっておりまして、今年度の調査で民間資金の活用も含めて調査をするというところがございます。その結果を踏まえないと、スケジュール的なものがなかなか整理ができないというところで、その結果の状況を踏まえましてですね、スケジュールも含

めて、今後の進め方を整理していきたいというところでございます。

○山川典二委員 ぜひJ1の承認のライセンスを一FC琉球ですか。もう取ったんですね。報道がありましたけれども。プレーヤーのほうは確実にですね、今そこに向かっていくわけでありますから、J1の昇格の条件は、J1のやはり規格のスタジアムがないとこれはいけませんので、その辺は、やはり少し早目にいろんな作業をちょっと進めていっていただきたいなというふうに思うわけでありますね。

例えば夜一例えばですよ。オープンしたとしても外の壁面をですね、例えば、今ITデジタル技術を駆使して、そこにいろんな広告があるとか、できるとか、あるいはその試合の実況状況も、そこで見ることもできるとか、いろんな発信ができる、ある意味その観光拠点としてもですね、非常に可能性が高いというふうに思っておりますので、ぜひそれは早急に進めていただきたいというふうに要望します。

それぞれですねもう一点、25ページですか陳情、これは85号。世界のウチナーンチュセンターの設置についてでありますけれども、本会議でちょっと質問できなかったんで、簡単に確認だけさせていただきたいと思います。

先日、北米のですね、ウチナーンチュの移民110周年で県議団が、それから山城統括監初め県の職員も行きましたね。

まずその感想というか、在米ウチナーンチュです。最高齢が103歳の方でしたかね、103歳から沖縄県の一ウチナーンチュの皆さんがですね、アメリカで、いろんなその活動活躍をされた方に対しての県の表彰というか、功労の表彰式典があったんですけども、その印象についてちょっと、山城統括監に直接、お渡ししておりますので、ちょっと印象をまず聞きたいと思います。

○山城貴子文化スポーツ統括監 ことは北米沖縄県人会の110周年ということで、私が玉城知事のかわりに参加をさせていただきました。

今回はですね、特に県人会のほうで、やはり次世代にどう引き継ぐかっていうことについて県人会の中で議論をされまして、いつもと同じような式典ではなくて、少し若い人たちですとか、地域の方たちを巻き込んだものにしようってということで、初の新しい企画としてBIGINのコンサートを企画して、それを中心に110周年の記念式典をやろうというふうに伺いました。残念ながら、ちょっとスケジュールどおりにはいかなかったところもございましてけれども、そういった意識を持ってですね、100歳の方もいらっしゃるけれども、そうした沖縄の文化も、ウチナーンチュの精神も含めて、若い人たちに引き継い

でいこうという、そういう気持ちを非常に強く感じた式典でございました。

○山川典二委員 今統括監おっしゃったように、若者対策ですよ。沖縄の遺産子といますか、伝統・芸能・文化含めて、それを継承していくということに対して、県人会の幹部の皆さんとの意見交換の中でもそこが一番の課題といますか、そういうふうにおっしゃってました。

それで、たまたまロサンゼルスの日系の博物館があるんですが、それも県議団、視察をいたしましたけども、その際、私は何回か行ったことがあったんで、ライブラリーにですね、どれだけそのウチナーンチュの皆さんのデータが保存・記録されてるかってことですね、単独でちょっと検索をしているいろいろ調べてみたらですね、意外とあるべき人の情報がなかったり、まだ、そんなに大した中身でなかったんですね。恐らくこれはもう全国的な一何ていいますか、移民の皆さんのデータが集まるところですが、沖縄のウチナーンチュの記録が意外と貧弱だったんですね。

私は今回、そのウチナーンチュのセンターの設置の中には、やはりどうしてもですね、そういうこぼれている情報であるとか、あるいはその沖縄、ウチナーンチュ社会で活躍した人たちの情報がしっかりと記録されるべきであろうし、あるいは将来の若い世代にもしっかりとそういう歴史事実を伝えていくという役割のセンターの設置はですね、ぜひやるべきだというふうに思っております。

この間の県人会の会長さんも3世なんですが、顔はウチナーンチュですけど、全く日本語もしゃべれないという英語オンリーでありました。ハワイにおいては、もう8世とか9世の時代になっているんですね。そういう意味では、1世の方々、あるいは2世の方々もかなり高齢化をしているということで、そういう意味での沖縄県民の移民の歴史のですね、現場の声というものをしっかりと、保存、記録していくという、そういうことも、私は5年に1回のウチナーンチュ大会もあります、一方でそういう記録をしっかりと早目に整理をすべきじゃないかなというふうに思っております。今そのウチナーンチュセンター設置についての現状でいいですよ。この陳情者の皆さん含めて、どういうふうな状況にあるのか説明をお願いします。

○伊田幸司交流推進課長 ウチナーンチュセンターにつきまして、関係者の皆さんと引き続き意見交換をしているところでございます。

直近では、今、山川委員からあったこの移民資料の収集とか整理について、それに関して、現状とか課題等把握するため、要請の関係者の方と個別に意見

交換を行っているところがございます。例えばブラジルではですね、日記等の移民史料の整理の機運が高まっているとか、あるいはペルー、ボリビア、アルゼンチン等でもそういうような史料が集積しているのではないかと、そういう意見交換もありましたので、引き続きどういった形でこういったものが、ウチナーネットワークの継承発展につながっていくのか、引き続き意見交換してまいりたいと考えております。

○山川典二委員 ぜひですね、北米それから南米、そしてテニアン・パラオ—先日も慰霊祭がありましたけれども、南方の移民の皆さんの状況とか。あるいは数は少ないんですが、欧米—ヨーロッパにもですね、何人か、そういう先駆けの方々がたくさんいらっしゃいますので、ぜひその辺はちょっと熱を入れて、早目にやっていただきたいというふうに思いますが、最後ちょっと部長の見解を伺います。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

もう既にハワイでは8世、9世の時代になると。そういった情報の収集が大事だということで、私ども先日来、関係者の皆さんと意見交換をさせていただいてるところです。

施設の機能そのものについて、いろいろとまた御議論が今後ございますけれども、そういった情報収集については、私どもも今非常に大事だというふうに考えておりますので、今後もその関係者の皆さんの意見を聞きながら、既に、県立図書館にそういったコーナーがあったり、博物館・美術館に移民のコーナーがあったりします。そういったところとの意見交換も踏まえながらですね、どんな形で進めていけばいいのかなというところを少し考えていきたいなと思っております。

○山川典二委員 ありがとうございます。終わります。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

親川敬委員。

○親川敬委員 先ほども出ましたけれども34ページ、30ページかな。ロケの話ですけれども、まず幾つか確認の意味から……。

1つはフィルムツーリズムと、今、陳情で上がっているロケとの大きな違いはどういうふうに捉えているのかですね。その辺から。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 現在行っておりますフィルムツーリズム推進事業です。以前は沖縄ロケ政策支援事業ということで、製作費のほうに支援をしておったわけですが、平成30年度からはですね、例えば、沖縄で映画をつくりたい、ドラマを撮りたいという方々はおられますので、そういう方々に、国内外の映画祭などでですね、沖縄こういうところがありますよといったようなブースを出展して、沖縄を御紹介する。それから、フィルムコミッション窓口と申しまして、これはコンベンションビューローのほうに置いてあるんですけども、沖縄での撮影に関する問い合わせですとか、ロケ地の紹介、それから手続の手伝いなんかを今やらせていただいております。

あとはもう一つは、受け入れ整備強化ということで、ロケで外からおいでになるので、地元の方の御理解をいただくという意味で、フィルムツーリズム振興セミナーというようなものも行わせていただいております。

○**親川敬委員** ということは、直接的にロケに対する支援ではないんですけども、何ていうんだろう一環境整備だとか、情報提供だとか、そういうところにシフトしてきてますよという理解、そういう理解でいいですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** そのとおりでございます。ある程度、沖縄の認知が進んできたということもございますので、フィルム関係のやり方を少し変えてきたというふうに御理解いただければと思います。

○**親川敬委員** そこも必要な展開なんでしょうけども、もう一つ視点をですね、ぜひ検討してほしいんですけども、例えば、今観光客、いろんな爆買だとか、いろんなこういう流れがあって、少しずつ、オーバーツーリズムを言われ始めましたし、次の展開っていうのがあると思うんですね。我々、今の時期から検討せんといかないと思うんですよ。

こういうロケ地をやることによって、ここにも一後でもう少し聞きますけども、この場所を見に来るとかね。こういうところもコアな、あるいは長期に、県内のそういう場所を、二、三泊じゃなくて1週間とか2週間とか長期にわたって、中長期にわたって観光して回るとかね。そういうところもターゲットにする観光をつくり上げていかないといけないと思うんです。これから自然の海だとかね、こういうところだけでは、やっぱり、もっと課題がふえてくるだろうと思います。

そういう意味からもぜひ検討してほしいんですけど、ここにですね、やっぱ

りいいこと書いてあると思うんですよ。沖縄の認知度を向上し、海外からの観光客も順調に増加している中では、ターゲットを明確にしたプロモーション。皆さん自身がターゲット絞ってやろうやと考えていらっしゃるのであれば、私はもっともっとそこをですね、本当にもっと磨いてですよ。純度を高めて、やはり私は、そこをもう少しやるべきだなと思うんですけども、まずはそれをやるべきだという話と、もう一つ、さっき部長がおっしゃってましたけども、適切な、適切な事業を執行するのが難しいとか、単年度支援スキームが実施困難だとかっていう話もありましたけども、それも含めて今言うターゲットの話、少しお話ししていただけません。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 まさにターゲットを明確化したプロモーション手法というのは、先ほどSNSもそうですけども、いわゆる欧米富裕層向けの例えばですね、方々が求める沖縄っていう、あるいは提供できるものが何かっていうのがありますので、それに絞ったやっぱりプロモーション紹介の仕方がありますよと。

当然、アジアはアジアもございますし、国内は国内ということで、そういったいわゆる、我々として来ていただきたいお客様ごとに、旅行博の出し方がありますとか、雑誌との提携でありますとか、そういったいろんなプロモーション手法をいろいろ組み合わせて、今実施をしてるというのが実際のところですよ。

親川委員御提案にあるように、確かにロケ地支援—ロケ地についてはロケ地を回るツアーであるとかロケ地を—アニメもそうですけれども、その背景になったロケ地が、かなりクローズアップされて、お客様が見えるということもございますので、その辺のほうについては大事だなというふうに思ってます。実際我々で審査していただいたウルトラマンの関係ですと、南風原—金城さんが南風原の御出身でありましたので、もちろんJTAさんなんかも協力いただいてラッピングなどもやっていただいたのもありますけども、我々としてもやっぱり、町とも連携しながら、そういった取り組みなどはですね、させていただいております。

いずれにしても、そういった、誰に来てほしいかというところを捉えて、今現在もそうですけども、いろんなところのですね、ターゲットごとにプロモーションを今実施をしてるっていうのが現状ではございます。

○親川敬委員 適切な事業執行が難しいとか、その話少ししていただいて。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 そうですね、やっぱりこれは会計年度にど

うしても我々縛られざるを得ないというか、4月から3月まで、その間に助成をして、作品として上がってきて、それを実際に公開、上映していただくというところがですね、もともとのスキームでございました。それが今、非常に年々厳しくなってるっていうのが現状でございます。

これにつきましては、先ほど言いましたように、一括交付金を活用しているところもあって、単年度できっちり終わる必要がございますので、それについての課題をですね、まだ少し大きいかなというふうに思います。

○親川敬委員 もちろん、我々の仕事は単年度の年度計画ですから、単年的な、単年単年の仕事ですから、そういう難しさはあるんですけど、でも、債務負担行為とかね、手続はあるんですよ。もう少し工夫すればね。だから、それは私には何か、適正な事業執行は難しいねということにしないほうが私はいいと思う。

ただ、確かにこれからはですね、私は見る機会一映画をつくり上げたとしても、どこで上映しているのかもなかなかわからないし、これは民放でやってくれる場合もあるかもしれませんが、もちろん県内で子供たちあるいは、希望する人に見せてあげるのも大事ですけど、私はこれをですね、例えば5年に1回ウチナーンチュ大会するじゃないですか。彼らにこの島の映画を見てもらって、来るときからあっち行こうね、こっち行こうねと、いろんな活用の仕方があると思うんですよ。だからつくることも一さっきターゲットの話もありましたけども、見せることも、ぜひ、どういう展開をすれば、積極的に行政が見せていくことについてもかかわっていくのかな。あるいは、子供たちを海外に研修行かすときに、沖縄のアイデンティティーをここで、映画で見てもらおうとかですね。いろんな工夫があると思うんですよ。

ですから私は、絵で見る、音で聞く。こういうのは、僕は絶対継続すべきだと思います。ですからそこで、難しいところ取り上げないで、そういう異議を唱えることによってね、ぜひ私はこれは復活して、僕はこれはもう後世に残るものだと思いますから、ぜひターゲットを絞った形でいいと思いますから、検討していただきたいと思います。

以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 私はしまくとうばについてちょっと伺いたいんですけども、先日、9月の18日しまくとうばの日でね、部長もしまくとうばで一生懸命汗を

流して、ヘーサチーソーイビータシガ、そのとき初めてイシチャー出身というのがわかりましてね。よく頑張ってくださいました。

2ページあるんですけども、1ページ、2ページですね。しまくとうばの普及推進計画、10年計画があるんですけども、この計画の中で、しまくとうばの取り組みについてどういう目標を持っていますか。

○新垣雅寛文化振興課長 しまくとうば普及推進計画は、平成25年度から平成34年度までの10年計画を策定しております。それを3年3年4年ごとに、具体的な行動計画を策定いたしました。

このしまくとうば普及推進計画の目的、目標ですけれども、当初は25年度に策定したときのしまくとうばを話せる人の割合がですね、五十数%台だったんですけども、これ最終年度の10年目までは88%まで、挨拶程度以上、話せるしまくとうばをですね、持っていこうというような目標値を持っているところでございます。

○金城勉委員 その八十数%までたどり着きたいという目標は、現状の認識としてはどうですか。

○新垣雅寛文化振興課長 ことしですね、このしまくとうばのですね、効果検証をはかるという意味で、しまくとうばの実態調査を行いました。その調査においては、しまくとうばを挨拶程度以上話せる人の割合が、当初調査いたしました25年度に比べて、逆にちょっと50%を割ってしまったというような実態がございます。

ですので、県といたしましては、よりしまくとうばを県民が聞く機会、あと話す機会を創出する必要があるというところで、県民大会でありますとか、あと、かたやびら大会を開催して、広く、県民の皆様にしまくとうばの大切さであるとか、重要性というところを知ってもらっているというところでございます。

平成29年にはしまくとうば普及推進、しまくとうば普及センターを設置いたしましたして、このしまくとうばの中核的機能を持ってもらうというところで、より効果的ですね、取り組みを行っているというところでございまして、今しまくとうばの話者が減っているというところもございますので、しまくとうばの、現在、講師養成講座というものも、今取り組みを実施しているというところでございます。

○金城勉委員 今話の出たこの普及センターのスタッフとか、運営状況というのはどうですか。

○新垣雅寛文化振興課長 しまくとうば普及センターは、今現在8名体制で実施しております、センター長は、大学の言語学科の先生であります一言語学の先生を置いておまして、それぞれ、中・南・北部、宮古、八重山地域ごとに、専門の専任1人を置きまして、より効果的な普及推進に取り組んでいるというところでございます。

○金城勉委員 この普及センターの設置とあわせて取り組み、具体的な取り組みとして、この方針の中に書いてあるように、地域や学校や職場での日常的な活用ということを皆さんうたってるんですけども、この件についてはどういう取り組みをなされておりますか。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑内容の確認がされた。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

新垣雅寛文化振興課長。

○新垣雅寛文化振興課長 しまくとうばの普及、取り組みといたしまして、県のほうでは、先ほど申しました県民大会でありますとか、かたやびら大会、あと学校現場で使うようなしまくとうばの普及ツールといたしまして、しまくとうばの読本等を学校のほうでですね、使ってもらおうよう配付しているというところでございます。

あと学校、教育機関の取り組みといたしましては、小学校5年生、中学校2年生において、しまくとうば読本を用いたですね、しまくとうばを学んでいただくというような取り組みを行っているところでございます。

あと各種しまくとうば普及団体等においては、しまくとうば普及団体によるしまくとうば講座でありますとか、あと民間企業におけるネットラジオでありますとか、交通機関でのアナウンス等によりしまくとうばをですね、普及啓発の取り組みを行っているというところでございます。

○金城勉委員 課長はどの程度しまくとうば使っていますか。

○新垣雅寛文化振興課長 私もしまくとうばの初級講座にちょっと自主的に参加いたしまして、しまくとうばを話せるようにということですね、学んでいるところでもありますけども、なかなかちょっと、正直話す機会っていうのもないところから、なかなかふだんからですね、実際にしまくとうば話すというところはなかなか難しいんですけども、職場において終礼等で必ずしまくとうばで挨拶するようにいうところですね、しまくとうばの普及に努めているというところがございますが、私個人でしまくとうばで話せるようにしたいんですけども、正直なかなか話せないなので、引き続きちょっと頑張っていきたいなというふうに思っているところがございます。

○金城勉委員 新垣課長のしまくとうばの話す力が、県の推進計画の進捗と、一緒じゃないですかね。

要するにね、前にも指摘したんですけども、そういう皆さんの事業というのは、いろんなイベントを開催するのが精いっぱい、ここに書いてある一処理方針の中に書いてあるように、日常的に地域や学校や職場やそういうところで使えるようにしようということが、方針にうたわれてるけども、いみじくも課長がばらしたように、日常的なトレーニングはやってないわけでしょう。

やっぱり初級講座学んだんだったらそれを実践してね、トーアンシェー、ウレーショクバンジ、チカランネーナランサー、イッターヤ、チューヤ、ヤマトグチハチカランケーヨと言ってね、やるぐらいのそういう徹底した取り組みというものが無いと。まさに、予算はかけたわ、イベントはやったわ、アンシガ、イベントオワリネー、ンナケーワシヤーニ、また日常に戻ってね、ヤマトグチが基本になると。基本になるのはいいんだけども、それぐらい同じような情熱を持って、しまくとうば、ウチナーグチに対しての愛着を持って取り組みをしないと、ますます—その皆さん目標は八十数%まで引き上げようという目標を持ちながら、現実には後退してるというこのギャップがね、もうますます広がっていくと思いますよ。

だから、そのしまくとうば、ウチナーグチに対してね、それを普及をもっともっと啓発していこうということで一番大事なものは何だと思いますか。

○新垣雅寛文化振興課長 しまくとうばは伝統行事でありますとか、あと日常の大きな行事等に広く使われる、沖縄の文化の基礎・土台というところから、県民の皆さん、皆様にはですね、このしまくとうばのやはり大切さというところを知ってもらって、しまくとうばっていうのは、このウチナーンチュのアイ

デンティティーだよと。このウチナンチュのアイデンティティーが喪失されるっていうことは、非常に沖縄県としても、沖縄県としても、このアイデンティティーの喪失につながるというところから、やはりしまくとぅばの大切さというものを知っていただきたいというふうに思っているところがございます。

○金城勉委員 理屈はね、いろいろ課長述べておりますけれども、やっぱりね私が大事なことだと思うのは、そのウチナーグチに対するこの誇り、そしてウチナーの文化に対する誇り、ワッターノ、ジョートーヤンドーと。ウリチカンネーヤ、モツタイナイアランニというぐらいのね、そういう誇りをどう醸し出すか、喚起するか。そういうふうに、やっぱりウチナーグンディシエ、チカラネーナランサー、ワシテハナランサー、ウリ、ネーランナシーネー、ウチナンチュノタマシイ、ネーランナインドーというぐらいのね、そういう誇りが県民の中にじわりじわりと高まっていくことによって、ディアンシェーウチナンチュ、ウチナーグチ、イッペーベンキョウシンナラントというような雰囲気というものが醸し出されてくるわけでね、イベント主体のそういう取り組みというのはね、ほとんど効果を発揮しないですよ。皆さんがやって、もう現実に結果が出てるように、だからそういうウチナンチュの意識の中に、やっぱりウチナンチュンディシハ、ウチナーグチハナシニナランネエ、フージェーネーランサーと。ハジカサッサーというぐらいの思いというものをどう引き出していくかね。

そういう取り組み、そういう視点からの取り組みというものが、私は非常に大事だと思うんですね。ですから、そういうことを、我々の世代というのは小さいころ、やっぱりウチナーモノをダメドーと。ウチナーグチハチカランケーと。ウチナーグチチカイネー、コーサークワースンドーと言われて育ってきた世代ですから、やっぱりウチナーのものに対するコンプレックスを植えつけられてきた世代なんですね。

ですから、しかしそれは価値観が逆転してね、最近ではウチナーのいろんな文化・芸能とかさまざまなのが評価されてきてるんで、非常に素晴らしいことなんだけれども、それをもっともっと具体的にね、表に出して行って、ウチナーグチが普通に日常生活の中で交わされているというような環境づくりにまで持っていくためにはもっともっとやっぱり課長自身がウチナーグチチカヤーニ、チューヤ、ウチナーグチノヒードー、ヤマトグチハチカンナヨーと言ってやるぐらいのね、徹底した取り組みがないと。言う人ができなくて、どうして県民に啓蒙できるんですか、部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 プライベートも含めて少し話をさせていただくと、私もですね、復帰のときは4年生でございましたので、そのころまでは、やっぱりウチナーグチを使うとだめだというふうにですね、教えられました。ただ当然、うちに帰ればですね、親や祖父母とも話をしまして、アンマーともですね、普通に会話をしておりましたので、少しは聞く分にはできるし、少しは話ができるというところです。

我々の取り組みとしては、現状を踏まえてやっぱり機運の醸成が大事だろうということで、金城委員御指摘のとおり、イベントが多いというところはあるんですが、それでもやっぱりイベントに限らず副読本の作成であるとか、民間企業さんへの呼びかけとかというところでの、あるいは今しまくとうば検定もそうですが、そういった地道な取り組みも必要だなというところは感じています。

一方で、しまくとうばを日常的に使うという意味では、家庭や地域での取り組みってというのは非常に大事ななと思っておりまして、先月のしまくとうば大会でもですね、ヤンバル、それから中南部、宮古、それから八重山も、それから与那国もかなり個性的で、いろんなしまくとうばがあって、それが沖縄の多様性であり、島々の非常にまたすばらしい財産であろうかなというふうに思っております。

今の課長が使えないというところもあるのは一私も実は余り使えなくてですね、この間の挨拶のときにヒッカカヤーヒッカカヤーして多分話をしてたんで、あのレベルではありますが、これはなかなかふだん私自身が使っていないというところもあります。

うちの家庭の中では、あれですね、家内が離島の出身ということもあって、言語が違いますんで全く会話になりませんから、そういう意味ではうちの子供なんかは、ウチナーグチもわからないし、島の言葉もわからないというふうに育っていますので、そういう意味では、ふだん使うのが一番大事なんだろうなというふうに考えております。

でもいずれにしましても、行政として何に取り組んでいくかっていうところですね、今まで学校で取り組みやすいように副読本をつくってきましたし、しまくとうばセンターを設置して、講座をやり、検定をやりというところ、あるいはみんなで作おうやという機運醸成は、しっかり引き続き取り組む必要があるだろうなと。でも、実際には数字として下がってきてますので、じゃあ次に何に取り組むかということはどうですか、我々なりにしっかりと考えていかないといけないなというふうに思っています。

○金城勉委員 イベントをやるのがだめだということは言っていないので

ね、それはそれとして大事です。この前の方言発表大会のね、見事な発表を皆さんやっていたんでね、非常に感動しました。だからそういうこともいいんですけども、それが日常的にやっぱりこう、具体的にね、効果を発揮するような取り組みに、さらにこう発展さしていかないとね。尻すぼみに終わっちゃってね。アイエナーということになりかねない。だからそういうことも含めて、いろいろ工夫をね、部長頑張ってください。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 よろしくお願ひします。陳情、外国人観光患者に対する陳情の件ですけど。

今各医療、医療ツーリズムとって観光客含めて、緊急事態に対応するという事で動かれてると思いますけど、陳情処理の内容も新規事業として、通訳コールセンターの運営をしてるはずですけど。

自民党会派としてこの間、視察行ってきました。ブリックスかな、という企業。運営企業に行ってきましたけど、すばらしい、あれだけこういう対応できるようなノウハウを持っている、沖縄にはこのうるま市のほうで、商工労働に一旦委託して、移って来ているのもあるけども、これ医療の用語も含めて、いろんな形で頑張っている企業は沖縄の観光をしっかりとやっていきたいということで頑張りはあるんだけど、こういった形で、無料配布、電話番号、緊急事態の電話番号というのは我々もらったんだけど、この予算は、このコールセンターの委託事業の予算でやってるってことですか。こういうカードとか、観光客とかに配ってるのは。

○雉鼻章郎観光振興課長 そのとおり委託の中でやっております。

○島袋大委員 ぜひとも、部長、もうちょっと予算枠をふやしてですね、かなり各観光案内所とかにも置いてるっていうことでしたけれども、やっぱり受け入れる、要するにおもてなしの体制も含めて、何が緊急にあるかわからない、病気に関するとか、けがに関する事だから、沖縄こういった形での万全な体制をとってるよということはやるべきだと思ってます。

委託してる企業の皆さん方も沖縄に足りないもの何ですかねと意見交換をしてきましたんで、そういうのを踏まえてやっぱり、しっかりとそういうふうなの、受け入れ体制はできてるっていうのをやったほうがいいと思うんですけど、

その辺はどうですかね。

○雉鼻章郎観光振興課長 なかなか、外国のお客様に直接御紹介するというのは難しいんですけども、例えば観光コンベンションビューローのホームページのようなところですね、多言語でそういうこともやっていますよという発信はしております。

○島袋大委員 だからもう、すぐ携帯電話の裏とかにも入れられるように、ポケットにも入れられるよっていう感覚で、考えて企画立案してつくったと言っていましたから、こういうのはどんどん対応できるのはやっていただきたいなと思ってます。

あと、県の最後の陳情処理でも、この保健医療部等の関係部署と連携して、やっぱり医師会も求めているのは、観光行政にかかわる医療部門を扱う部署を設置してほしいということを要望してますから、やっぱりこれは、文化観光スポーツ部の所管でもあるかもしれないけども、やっぱり医療部隊のそういったところも連携しないといけないはずですから、何か緊急対応の含めて、何かあった場合は非常にちょっと大変になりますので、その辺の連携する部署という意味でもそうかもしれないけど、連携を既にやってるかもしれないけど、その辺は最終的な本丸として、やっぱりこれだけ限られた職員の数で大変だと思いますけど、その辺は議論は入っているってことで認識していいんですか。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から質疑内容の確認がされた。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 インバウンドの対応、緊急医療受入体制協議会というのを設置してですね、そういった中では当然連携あるいは情報交換共有ですね、進めております。あと未収金対策につきましても、保健医療部とうちのほうで一緒になってその協議会を設置して、協議などを行っております。

我々コールセンターなどの取り組みにつきましても、先ほど担当課長からありましたように、日本政府として幾つか方針でございまして、既に我々として幾つか走っている部分がありますので、全国的に見ても先進的な取り組みをし

ている部分も幾つかあるようにはあります。コールセンターなんかもそうであり
ます。

ただ委員御指摘のとおり、まさに人命にかかわったりするところがございま
すし、我々安全・安心のですね、やっぱり世界水準の観光リゾート地を目指す
という意味では、そういうところは大事ですので、引き続きそういった保健医
療部とのいわゆる協議なりですね、しっかり進めてまいりたいと考えておりま
す。

○島袋大委員 ぜひともまたいろいろ協議してほしいと思っております。この委託
企業も見ましたけれども、やっぱりこの人材育成含めてですね、カリキュラム
をつくって、要するに医療用語も含めて、スキルアップのためにこの職員の研
修も行っているということ現場見てきましたから、非常に沖縄のこの思いと
合致してるなあというふうに思いもありました。

あと、先方さんも言っていたのは、やっぱり人づくりが一番重要であって、
これから沖縄これだけ医療ツーリズムで各病院もばかでかく今建築してるとこ
ろもたくさんある中ですね、この各病院にもこういう人材育成が必要だとい
う声がこれからたくさん出てくると思いますから、その意味でも、先ほど、陳
情者からも言ってるような連携できる部署があってほしいというのが切なる願
いだと思いますから、それはまた頑張ってくださいなと思っております。

次、30ページですね。文化観光ロケ支援事業。これ先ほどお話聞いてました
けど、平成22年度、平成22年から始まっているということですけど、これ県単
の予算出せませんか。23年、24年ない。24から28。30からしか金額聞いてない
んですけど。

○雉鼻章郎観光振興課長 決算額というか予算額ではなしに、その支援額、実
際に支援した額ということなんですが、平成22年度は3作品2700万円。平成23年
度が4作品3300万円。平成24年度が10作品で1億4950万円ということになって
おります。

○島袋大委員 これは済みません、24年から28年、要するにこれ多分一括交付
金の事業になると思います。24年から28年の金額っていうのも同じようにあり
ますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 これも同じく支援額になりますけれども、平成25年
が1億1760万円。平成26年度1億3500万円。平成27年度1億1000万円というこ

とになっております。

○島袋大委員 済みません、最後、平成29年度予算は。支援額でいいですよ。

○雉鼻章郎観光振興課長 同じく支援額になりますが、平成29年は1728万円になっております。

○島袋大委員 これ平成22年から単費でスタートしたということですが、当初、平成14年、15年ぐらいからフィルムオフィス事業で、要するに当時は、地域・まちおこしでスタートしようということで、全国いろんな形でこの映画撮影とか、エキストラみんな県民が参加をして、各県が支援をして各地域をまちおこししようということで、フィルムオフィス事業がスタートしたと思ってますよ。

それをしっかりと理解して、平成22年度からこういった形で協力しましょうということで、県は動いたと思いますけども、当時、県以外の各市町村でもこういった形でまちおこしをしようということで、いろいろやっております。私たちは瀬長島ですから、そこでCM撮影や映画撮影とかいろんな面で活用してもらってっていうのを私どもも理解してますけど、市議員でしたから。

ただ、この流れを見てきて今まで事業として効果はどういうふうに評価してるんですか。22年からスタートして29年度までやってますけれども、これだけ投資して、沖縄県としてどういうふうに効果が一決算自体いろいろ言っちゃったけれども、この事業があったおかげでどういうふうになったかっていうのを皆さん方で評価はあると思いますけど、どんなふうになってます。

○雉鼻章郎観光振興課長 この事業がスタートした平成22年、平成22年ごろはまだまだやっぱり、特に海外における沖縄の認知度というのが低かったというふうに考えております。この事業を通じて映画、ドラマなどで、沖縄を紹介することによってですね、沖縄の認知度が上がったという一定の評価はしているところです。

○島袋大委員 ですからまさしく、このときから沖縄の映画というのが、いろんな形で作品として出てくるわけですね。私たち豊見城であれば、豊崎ビーチなんて、兄ィニィの丘って、丘に名前をつけるぐらいだから、長澤まさみが出た映画なんか—これはうちのところの豊崎ビーチで撮影したから、フィルムオフィス事業でやったから、あの丘を兄ィニィの丘で撮影した場所に名前をと

るくらい、観光客っていうのは映画のこの場所っていうので写真を撮ることによって沖縄に行きたい、要するにドクターコトーでもそうですよ。ああいう連載の、ドラマがあって、非常にみんなが関心があるから、離島に、与那国に足を運んだからこそ、あそこで写真を撮る。だから、各個人個人で沖縄に来る理由があって、来てたためにこの事業があったおかげで、目標を持って観光客が来てたわけですよ。

先ほど皆さん方の各委員の答弁、皆さん、部長の答弁も含めて聞いても、今沖縄はブームに来たから、まあこの事業はもういいんじゃないかと言うかもしれないけれども、過去を振り返って、沖縄の魅力をアピールすることもなかなか厳しい時代に、こういう映画撮影、CM撮影を県が幾らか協力をしてやったおかげの十何年間で、大きなこれだけの観光のピークと。これだけの流れっていうのにつながってくるわけと思うんですよ私は。だからここを、もうここまで来たからいいだろうではなくてですよ。だから年々一括交付金も減ってる中でわかりませんよ。これは皆さん方の中身で、知事が、要するに予算も少ないからこういった事業を削って、ほかのに回しなさいと指示が来たかもわからないけどーこれは憶測だから。しかし、これから観光客をもっと右肩上がりにするために、いろんな形でリピーターをふやすためにと僕はこの事業をとめるわけにはいかないと考えてるんですよ。

だから、評価としたら皆さん方は、映画撮影でも幾らか補助を出した、先ほど部長が言ったように、年度またぐから、映画撮影というのは天候の、天災地変になって、いろいろな面でまたぐ機会があるから難しいっていう予算の執行を含めて一不発弾の事業と一緒にですよ。そういう、またぐから予算の執行厳しいというのは、行政の立場上わかりますよね。であれば、年内。逆に先方さんにも汗かかすわけですよ、年度内にしっかりとできるものに関しては、いろいろ合致するから考えましょうという、逆に行政からそういうアプローチかけるのも僕大事じゃないかなと、逆には行政からそういうアプローチかけるのも僕大事じゃないかなと、これが適用しなければ、案の定またぐからこれには合致しませんねっていうことで蹴ればいい話ですから。だから、その辺のばって切るのではなくて、この努力というのは、やっぱり今までやった継続事業の中で、これだけ観光に飛躍した事業なんだから、そこはもうちょっと考えていただいて、その辺のラインでできる可能性もあるんじゃないかなと思うんですけど、どんなですか、こじつけかな。

○雉鼻章郎観光振興課長 御指摘のとおりで、沖縄でつくる映画についてですね、もう一切支援をしないということではなしに、少しやり方を変えさせていただいて、今までは直接製作費に支援をしていたのを、今はフィルムツーリズム

ム推進事業と申しまして、先ほども少し御紹介させていただきましたが、こんなロケ地があるよってというようなブースの紹介、それから沖縄観光コンベンションビューローのフィルムコミッションの窓口で、いろんな撮影に対する問い合わせだとか、ロケ地の紹介、それから手続のお手伝いなんかをやっているところですよ。

例えば、今年度、令和元年度の対応状況につきましては、これは8月現在ですけれども、81件のロケのお問い合わせをいただいていたとかですね。そのうち実際にロケが同じく8月現在ですが、23件行われていたりします。テレビ、映画、それからミュージックビデオ、スチール撮影などですね。ですからフィルム関係に対して一切やっていないということではないというふうに御理解をいただければと思います。

○島袋大委員 与党側からもやったほうがいいという話でしたから、私がどう言うよりか、与党がやったほうがいいというから乗ったほうがいいと思うんですけど。

これは本当にいいことだと思ってます。僕は当時市議員のときのフィルムオフィス事業で支援をやったときには、この右下にロケ地豊見城市と入れなさいと。そしたら余計人が来るからということも打診したら、いわば著作権の問題等でなかなかいろいろ大変ハードルが高いというのがありましたよ。やっぱり受け入れる市町村も、どんどんどんどんアピールしたり、そういうおかげさまでというのがあるもんだから、だからこういう事業を受けるためにやっぱりCMだろうが映画だろうが、やっぱりこの中には、ロケ地はどこどこって書かすぐらいですね、それだけ交付金、要するに税金出すんだから、その辺はこれからの次のステップとしてもやっぱり、逆にこっちからまた言いながらですね、やっていくのも僕は重要じゃないかなと思ってます。

だからただ単に、今流れる的に事業もちよこっとやってますよって言うけど、額が額になってますんで、だからその辺を、これからは映画を出すプレゼンにしても、しっかりと台本チェックしてもろもろ含めて、これは合致しないなっていうことは合致しないでもいいんですよ。だからこういう事業は、若干すぐに切らずに、幾らかまた皆さんで汗かいて頑張っていたいただきたいなと思ってますので、これは要望じゃないですけど、ひとつ頼みますということですから。その辺は酌み取っていただいて、また次年度、次の年に向けてですね、ちょっとお力添えお願いしたいなと思ってます。

僕からは以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1 時15分再開

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項国内外の交流についてに係る万国津梁会議費についてを議題といたします。

ただいまの議題について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 それでは、引き続き着座にて説明をさせていただきます。

国内外の交流についてに係る万国津梁会議費について御説明を申し上げます。

沖縄県においては、21世紀ビジョンの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するために、さらなる政策の推進が必要であることから、有識者等から意見を聞くため万国津梁会議を設置したところです。

それでは、ただいま通知しました説明資料の1ページをタップし、資料をごらんください。

平成31年度の万国津梁会議費は、総額2931万1000円となっており、その内訳は、職員に係る旅費が428万8000円、需用費が50万円、会議設置等支援業務委託に係る委託料が2452万3000円であります。

委託料につきましては、その委託先選定に当たって広く公募を行い、プロポーザル方式によって選定した県外企業1社、県内企業3社からなるコンソーシアムである万国津梁会議設置等支援業務スタートチームと令和元年5月24日に契約を締結しているところであります。

2ページをごらんください。

万国津梁会議につきましては、ただいま通知しました説明資料の2ページ、

万国津梁会議設置要綱に基づき、現在、米軍基地問題に関する人権・平和分野の会議、児童虐待に関する人財育成・教育・福祉・女性分野の会議、及びSDGsに関する情報・ネットワーク・行政分野の会議が設置、開催されているところでございます。

説明は以上でございます。

○瀬長美佐雄副委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、万国津梁会議費についてに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしく申し上げます。

前年度の万国津梁会議が始まる際にですね。なぜ、万国津梁会議の担当部署が、文化観光スポーツ部なんだろうということをお聞きしましたけど、ちょっとその理由を一私も覚えてますけど、ちょっとかいつまんでもう一度お願いします。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

まず万国津梁会議につきましては、知事公約を踏まえて設置するものでございます。

知事公約では、県に万国津梁会議（仮称）を新設し、アジアを初め世界各国の経済交流、文化交流、教育、人事交流などを促進しますということが、知事公約でうたわれております。

こうしたことを踏まえまして、万国津梁会議がまず国際交流の観点からスタートするということになりですね、私ども文化観光スポーツ部で所管することとなった次第です。

○大浜一郎委員 会議の内容は多岐にわたっているものですから、本来であるならば違う部署なのかなと思いつつ不思議に思って聞いたことを記憶しておりますが、今回万国津梁に関しての、要するにトータル的なコーディネート、そしてそれにかかわれる会議の設置に関して、文化観光スポーツ部は、どこまでイニシアチブをとってこの会議にかかわっているのか。その辺のところをもう一度、お願いできますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お配りしております設置要綱でもございますように、設置目的としては、先ほど申し上げましたように、21世紀に求める人権尊重と共生の精神をもとにというところの21世紀ビジョンの基本理念をうたいつつですね、それと5つの将来像がございまして、それを実現するために、実現し新時代沖縄を構築するために、有識者等から意見を聞くために、万国津梁会議を設置したものでございます。それに当たっては、5つの事項ごとに組織を設けまして、人権・平和、情報・ネットワーク・行政、それから経済・財政、人材育成・教育・福祉・女性に関すること、それから自然・文化・スポーツに関することをそれぞれ組織しまして、意見を聞くとしております。

私どもは、その中でですね、その会議全体に係る管理と調整等につきまして、文化観光スポーツ部が所管するとしておりまして、それぞれ別々の会議につきましても、担当する部局において実施するというようにしております。

○大浜一郎委員 というのはある意味、窓口業務はするけれども、具体的などころに関しては各部、もしくはスタッフチーム、そこが運営してるっていうことでいいですか。理解でいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お答えいたします。

基本的にその分野ごとのテーマに沿って各部局が担当いたしますけれども、その受託先との連絡調整であるとかってというのは、私どももかかわりながら一緒に進めているというところでございます。

○大浜一郎委員 私の感覚ではですね、やはり窓口業務をして、そこで委託業者を選定するに当たってはですよ。例えば、その内容をちゃんと把握し、それで委託に値するかどうかという問題は非常に重要な問題ですよ。私はきちっと会議においても全ての重要なポイントで、部がかかわっているべきだと思う、しかもメインですよ。かかわっているべきかと思っていたんですが、どうも雰囲気的には、委託業者を契約したらあとは部局に投げて一投げてるって言いたらおかしいですけど、もう依頼をしている。というのであれば、この見積もり内容と、そしてその委託業者がそれに耐え得る能力あるのかということについて、どれだけね、把握をしてこの委託業務にいつてるのか。というのは、これ民間であり得ない話なんだよね。だから、実績—今回いろいろとわかりましたが、実績も乏しい、いろんな業者が、要するに落札をしてるという中でですね、しかもこれ、これ単年度でしょう。次年度もこれぐらいまたかかるわけで

すよね。わかりませんが。要するに、これを何年やるのか、1年なのか2年やるかわかりませんが、多分随契でいくんだったらそのまま、この会議がまた同じような形でとっていくということになる。そういう考えになる。要するに1つは全体を仕切って一メインで仕切って、どういう形にしていくかということ、メインでちゃんと所轄するところは別々になるんだけど、なぜこの契約の段階で委託先を吟味できるのかと。なぜここに、委託先と決められたこの要因がよくわからない。それのところ少し、ちょっと丁寧に教えてくださいませんか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 まず万国津梁会議なんですけれども、いわゆる、県、県内外ですね、海外も含めまして、活躍する、いわゆる識見をお持ちの方々から意見を聴取するという会議でございます。その中で、その実施に当たっては幅広い、外国対応も含めて、あと会議の運営、それから委員との連絡調整、日程調整を初め、そういった会議運営のみならず、そういった調査も含めて実施ができるということですね、募集要項にうたいました。

その中で、私ども最初から5つのテーマを最初から設定されてますよということをおし上げましたので、それぞれテーマごとに、それぞれ分野が違いますので、各分野の運営におきましてはそれぞれの部署は当然かかわってくるわけですが、当初ですね、募集に当たっては、そういった会議をうまく進行できる、あるいはそういった情報収集能力がある、あるいは海外とのそういった調整ができるっていうところですね、踏まえて募集をしたところです。

その中で、いわゆる、その選定委員会の中で、能力とプレゼンを聞きまして能力等を見きわめながらですね、選定していったということでございます。

○大浜一郎委員 それにしても、実績がないわけですね。

沖縄県の、要するに沖縄での実績もない。山形が本部だそうなんですけども、実績がないところにこれだけの一どれだけプレゼンがうまかったかわかりませんが、要は実績がないというのは僕は非常に、もう最初からちょっと厳しいなというふうに考えるのが普通なんですけども、結局最終的にここしか応募しなかったから、もうしょうがないというので契約に至ったとか。もうちょっと掘り起こすべきだったんじゃないかという議論があつてしかるべきだと思うんですよ。これだけの金額出すってというのは、民間でいったらとてもじゃないけど怖いですよ。失敗したら大変です。相当吟味しますよ、我々民間出身としてはですね。実績のないところなんて絶対無理ですよ。信用できないし、人脈もわからないし。だからもうちょっとこう、掘り起こしてやるような議論があつたのかどうなのかっていうことがさっぱり答弁の中で見えてこない。ちょっとこれ、

次年度もまだ、こういうふうに行くわけですよ。でもよくわからないですね、その辺が。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 本会議でも答弁をさせていただきましたけれども、今回は1つの県外事業者と3つの県内の事業者がコンソーシアムを組んで、1つのコンソーシアムとして企画応募、提案をいただいたところです。県外の事業者については、確かに山形にございますが、東北を中心に公益財団等との受託実績があり、そういった成果がなされているというところと、県内の事業者については自治体とのですね、契約実績なんかがあって、それもしっかりと遂行されてるというところがございます。

基本的にはそういった意味で、応募は確かに1社しかございませんでしたけれども、我々審査会の中で、そういったこれまでの実績でありますとかプレゼンテーションなどを踏まえて今回選定した次第です。

次年度についてはどうなるかというところがございますが、今年度とったから必ず来年度同じ業者が随契ということではございません。

○大浜一郎委員 知事が肝いりでやった事業でありますから、僕は非常にだから、これを選定するに当たって物すごく慎重になるべきだろうというふうに思っていたので、まず、部のほうで担当すること自体もちょっと問題かなと思っていたんですが、案の定最後まで仕切ってるわけじゃないってということがわかりましたのでね。来年に関してはまた再入札やるっていうこととか、業者をまた選定するっていう考えが前提にあるということでもいいんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 基本は単年度でございますので、単年度単年度で業者を選定すべきだというふうに考えます。

○大浜一郎委員 それとですね、やっぱり1年でこれだけの経費をかけて、どれだけの一僕はアウトプットがあったのかということについては、非常に吟味する必要があると思いますよ。なぜこれはこれだけ多額でね、2年度やるとこれもう、旅費とか何だかんだ入れると、もうこれも6000万円くらいかかるとしよう。プラスアルファ、次年度まで同じ金額だとするとね。そこまでかけてどれぐらいのアウトプットがあるのかというのはね、これ本当に吟味したほうがいいですよ。そうしないとこれ本当に、これ公費ですからね。これ、ことしの内容のこのアウトプットがちゃんとしてないとこれ。公費の使い方、無駄ですよ。

それは本当に吟味してね、予算どりにしてるのか。だから本当グリップ握ってないと、内容に関しての積み上げができないということを僕は言ってるんですよ、要は。内容をグリップしてないと何に幾ら何に幾らかかる、これが妥当であろうというのが非常にわかりにくいだろうと言ってるわけです。だからことしはアウトプットをどうするんだと。このアウトプットがないまま、そのままいったらですよ、また同じようなアウトプットが、余り期待しないアウトプットになってくると、これは何の意味があるのと。

肝いりでいった割には何の意味があるのという話になりかねませんよ。それのところ、もうちょっと来年選定に関して、背骨になるちょっと方針みたいなものがあれば教えてください。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から大浜委員に対して質疑内容の確認がされた。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

新垣健一文化観光スポーツ部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 先ほど大浜委員にお答えした随契の話ですか、再入札のお話ですが、厳密に言いますと、今回はプロポーザルを受けて、選定した業者と契約上は随意契約になります。今も随意契約になっています。

要は私が先ほど受け取ったのは、ことし取った業者と来年、この実績をもとに再度入札しないで随契をするのかということに対して、いや、そういうことではありませんよということをお願いしました。ですので、来年度は、要するに今年度とってる業者が、そのまま即引き続きですね、ことしの実績があるからということで、引き続き4月以降も随意契約することではありませんよということをお願いしました。

1つには、今年度もそうですが、会議をうまく円滑に回していただくというのが1つございます。それから、各委員の皆様との連絡調整をスムーズに行っていくということがございます。また、今回は3つしか立ち上がっておりませんが、ほかの分野についても今後、適宜立ち上げることになろうというふうに思っております。そういったときに、あるいは海外からの委員も含めて、そういったところの連絡調整、あるいは情報収集や発信が可能であるというところを基本的な考え方にして、同じような形での企画提案ということは一つ考えられるというふうに思っています。

○大浜一郎委員 海外からの委員ってどういう、何名いるんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 現在は、基地問題でお一人いらっしゃいます。

○大浜一郎委員 ではモチヅキさんだけが海外からいらっしゃると。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 はい、そのとおりです。

○大浜一郎委員 この会議のやり方にもいろいろなちょっとパターンを考えてもいいかもしれませんよ。今 S k y p e も使えるし、いろんなもので遠隔でもできるような会議をして、問題は、お金の問題は大事なんですけども、問題、大事なのはアウトプットなんです。何を導き出して、どういうふうに県政にきちっと持っていくのっていうのがこの事業の趣旨じゃないですか。だから今までの経緯を見てみるとね、だからどうしても疑われちゃう、どうしても。実績がないところにとらせて、海外からも1人しかいないのに、しかも知事とモチヅキさんがもう親しい仲ですよ。だから、そんなことっていうのはどうにでもなるので、もっともっと、どういうふうにしてアウトプットしていくのかということのほうに重きを置かないで、本当に実績のないところにとらせて、とらせてしまったというようなところ、そしてしかも1社しか来ない。まずそれがいろんなどころと、どうも優遇しているような雰囲気もう払拭できない。そういったところでやっぱり疑義が持たれてこれはしようがないですよ。

来年度までやるというのであれば、アウトプットをどうしていくのかということと、この予算の内容が妥当かどうかということとはしっかり考えるべきだと思いますね。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員おっしゃっているアウトプットにつきましては、これまでもですね、そういった委員の方々から出たさまざまな意見を県の施策に反映していくと。反映させていくというのがですね、知事のほうからもその都度発信されているところがございます。

○大浜一郎委員 了解です、結構です。ありがとうございます。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず随意契約の話から聞きたいんですけど、随意契約ができるのは、どういう場合ですか。

○伊田幸司交流推進課長 今回、随意契約でございますが、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づいて、今回は随意契約を行っております。

○西銘啓史郎委員 簡単に言うと随意契約ってどういうときにできるかというのはもう一度、これ法律じゃなくて大きく分けて4つあるっていうふうに僕は理解しているんですが。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 地方自治法施行令167条の2によりますと、いわゆる地方自治法第234条第2項の規定によって随意契約によることができる場合を次に掲げる場合とするということがございます。

その中でですね、売買、賃貸におけるその他の契約でその予定価格が、別表に掲げる契約の種類に応じて、その範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするという、いわゆる金額の定めだとかございますし、あと不動産の買い入れまたは借り入れ、普通公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用するための必要な物品の売り払いその他契約でその性質または目的が競争入札に適しないものとするということがございます。

また3つ目に、障害者の生活支援に関する法律でありますとか、そういった、いわゆる障害者の団体のためのですね、そういったところとの契約において、一定の制限の中で随意契約できるというふうなこともございます。

それから、新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令で定めるところによるというふうなところの随契契約もございますし、あとは緊急の必要により競争入札に付すことができないという、あるいは競争入札に付すことが不利と認められるとき、あるいは時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、あるいは競争入札に付し入札者がいないときまたは再度入札に付し落札者がいないとき、あるいは落札者が契約を締結しないときがですね、その自治法施行令第167条の2に掲げる随意契約できる場合でございます。

○西銘啓史郎委員 その中で今回、どれが適用されてるんですか。

○大城友恵交流推進課班長 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号におきまして、その契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするとき、という定めがございます。

企画競争型随意契約による場合としまして、契約の目的を達成するために、主に価格以外の条件を重視する必要がある場合に、公募または指名によりまして、業務内容に係る企画を提案させ、提案者の中から契約の目的に最も適した者と契約するものということになっております。

○西銘啓史郎委員 今の167条の2の2号、競争入札に適さないっていう話でしたけど、通常プロポーザルっていうのは、2社以上からもらってそれをもとに比較するのが通常だというふうに私は理解してるんですけど、今回の1社しかなかった、じゃあもう競争相手がいないからそこ以外は検討のしようがないですよ。たまたまですけど、シンポジウム、あれもそうですよね。知事のキャラバンも1社しかいなかった。同じ方法でやりました。しかも同じ関連会社が絡んでいますと。その辺が非常に疑惑を持たれるところだと僕は思ってるんですね。それ以外にもちょっと聞きますけど、今回の万国津梁会議3つ、米軍基地、SDGs、児童虐待がありますけども、おのおのの任期、いつからいつまで。それから開催実績、それから開催予定を含めて教えてください。

○伊田幸司交流推進課長 万国津梁会議、現在3つ立ち上がっておりまして、まず、米軍基地問題に関する万国津梁会議、これにつきましては、委員は5名一まず令和元年5月29日からの任期の委員については、令和元年5月29日から令和3年4月30日まで、あと令和元年8月1日から委員に任命された者につきましては、令和3年4月30日までとなっております。開催が第1回が5月30日、第2回が8月8日となっております。

あとSDGsに関する万国津梁会議につきましては、委員が5名おりまして、任期が令和元年7月1日から令和3年6月30日まで。開催日、第1回開催しておりまして、8月6日に1回開催しております。

あと、児童虐待に関する万国津梁会議につきましては、6名委員がおりまして、任期が令和元年7月24日から令和2年3月31日まで、これまで1回開催しておりまして、7月25日となっております。

○西銘啓史郎委員 答弁漏れ、今後の予定も含めて。

○伊田幸司交流推進課長 米軍基地に関する万国津梁会議につきましては、これまで2回開催しておりますが、今年度末までに計4回程度開催する予定でございます。

児童虐待に関する会議につきましては第1回開催しておりますが、今年度末までに計二、三回程度開催予定でございます。

SDGsに関する会議については、第1回8月6日に開催しておりますが、今後の開催頻度等は未定となっております。

○西銘啓史郎委員 米軍基地だけは年度が長いのと、それからこのメンバー、全部で6人、5人、6人ですか。メンバーの人選はどなたがして、どなたが任命したのか。お答えください。

○伊田幸司交流推進課長 これは、委員は各会議の内容等についてすぐれた見識を有する者のうちから知事が依頼するという事となっております。

○西銘啓史郎委員 知事が依頼するのは、人選は誰がやったんですかと。起案者はいると思うんですけども、起案者が一人一人の人間を知っているわけじゃないですよ。AさんBさんCさんを誰が……、知事が任命するって、指名するってのはいいんですけど。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 知事三役のほうで人選をしておりますて、事務の手續につきまして私どものほうで実施をしております。

○西銘啓史郎委員 ということは、人選を今三役というように部長おっしゃいましたから、三役の思いで人選をしてるっていうのは間違いないということだと思いますね。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員になられる方のこれまでの活動実績でありますとか著書でありますとか、そういったのを踏まえて三役のほうで検討されているというところです。

○西銘啓史郎委員 あとさっきの3つの委員会ですけど、公開・非公開がありますけど、これは誰が決めるんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 これは、各それぞれの委員会の中でですね、話し合いが行われてるんです。これまでも答弁させていただきましたけれども、いわゆる、原則、公開にするか非公開にするかは、広くいろんな方々に情報をやるという意味での公開もあれば、委員の方々に自由闊達な意見をさせていただくという意味での非公開もあるというふうに考えております。そういったところを踏まえて、各それぞれの万国津梁会議の中で、委員の皆様が非公開にされる、あるいは公開されるというところを検討の上、対応してるというところでございます。

○西銘啓史郎委員 じゃあ私の理解では米軍基地は非公開、それ以外は公開だというふうに理解してよろしいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりです。

○西銘啓史郎委員 米軍基地のメンバーの中に、メンバーが6名いた、5プラス1の6名の方のお名前をちょっとおっしゃってください。

○伊田幸司交流推進課長 米軍基地問題に関する万国津梁会議の委員は、NPO法人国際地政学研究所理事長柳沢協二氏、これが委員長でございます。沖縄国際大学法学部野添文彬準教授、これが副委員長でございます。

東アジア共同体研究所孫崎享氏、ジョージワシントン大学マイク・モチヅキ准教授、琉球大学人文社会学部国際法学科山本章子講師、慶應義塾大学法学部添谷芳秀教授でございます。

○西銘啓史郎委員 その中に、新外交イニシアティブの評議員の方いらっしゃいますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 その件について、私どもは承知しておりません。

○西銘啓史郎委員 本当に知らないんですか。ということは先ほど三役が決めたからですかということでしたけども、部長としては部としては、決裁を書くけれども、この人たちが表の一表っていうのは変ですけど、NDに所属してるかどうかはわからない。本当にわからなかったのか、わかってないのか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 先ほど担当課長から答弁がありましたように、それぞれの委員の方々が現在の所属とかというので手続を踏んでおりました、先ほど御指摘のところとかかわってるかどうかというのは、私ども把握しておりませんでした。

○西銘啓史郎委員 結論は、評議員は2人いる、いらっしゃるわけですよ。マイク・モチヅキさんと柳沢さん。これを指名したのが三役ということは、誰かの意思が入ってるというふうに私は理解して、したいんですけども、部長わからないにしても、三役からの指名ですよ、これはね。ということでもいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 はい、三役のほうで人選のほうはいたしております。

○西銘啓史郎委員 あとこの公募のときの審査委員会のメンバーをちょっと教えてもらえますか。審査委員会に諮って決定したんですよ。この公募。庁内の。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から西銘委員に対して質疑内容の確認がされた。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

伊田幸司交流推進課長

○伊田幸司交流推進課長 平成31年度万国津梁会議設置等支援業務企画提案公募審査委員会の委員は、まず文化観光スポーツ部文化スポーツ統括監、文化観光スポーツ部交流推進課長、知事公室基地対策課長、企画部企画調整課長、子ども生活福祉部青少年・こども家庭課長でございます。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。

それと、今回コンソーシアム4社でもう決定してますけども、役割をおのこの教えてください。

○伊田幸司交流推進課長 コンソーシアム構成員のそれぞれの役割につきましては、まず、構成員の代表者である一般社団法人子ども被災者支援基金は全体調整。次に、公益財団法人みらいファンド沖縄は進行記録に係る会議運営、沖縄ツーリスト株式会社は旅行手配、株式会社WUBpediaは海外情報収集等を役割としております。

○西銘啓史郎委員 スタートチームにはおのおの何名ぐらいいるんでしょうか。子ども被災者支援基金、鈴木さん、徳森さんの2人だけなのか、ほかにもメンバーがいるのかどうか。何名ですか、おのおの教えてください。窓口。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 今回のスタートチームは4つの事業者の方々から成り立っているわけですが、主に子ども被災者支援基金につきましては、4人の方ですね、4名。沖縄ツーリストに関してはお一人。未来ファンド沖縄につきましてはお一人。それからWUBpediaにつきましてはお二人。計8名でございます。

○西銘啓史郎委員 これは子ども被災者支援基金の4名というのは鈴木さん、徳森さん以外に2人いるという理解でいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 はい。そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 この方は県内の方、県外の方。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 お二人とも県外でございます。

○西銘啓史郎委員 ということは、代表する一番全体調整する方々は、全員県外の方という理解でいいんでしょうか。徳森さんは在沖なのかどうか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 はい、県外の方ではございますが、事業に当たりましては、いわゆるこちらとですね、必要に応じて行き来をしているというところでございます。

○西銘啓史郎委員 この間、一般質問でも話題になりましたけど、事務所は首里の石嶺っていうことで理解していいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 いわゆる沖縄事務所はそちらでございます。

○西銘啓史郎委員 ちょっと気になるんですけど、この4名の方々が毎回このいろんな準備のために渡航して来る。事務所は余り事務所らしくないところ。しかもNDと同じ住所。いろんなことから考えても、何か腑に落ちないんですよ。ですから、知事の会食の前に僕は、この社団法人の一般社団法人の子ども被災者支援基金のいろんな概要も見てみたんですけど、一般社団法人としての定款もまだ僕は見てませんけれども、皆さんはこういう会社がどういう会社であるかっていうのをちゃんと調べたんでしょうか。これを選定、審査、決定する際に、まずそこを聞かせてください。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 全部履歴証明書等含めてですね、提出書類の中でそれは確認しているというところでございます。

○西銘啓史郎委員 各社の定款みたいなのは取り寄せています。

○伊田幸司交流推進課長 定款については入手しております。

○西銘啓史郎委員 全て。

○伊田幸司交流推進課長 はい、4社全て入手しております。

○西銘啓史郎委員 後で定款コピーをいただけるんでしょうか。

○伊田幸司交流推進課長 恐れ入りますが、提出書類につきましては非公表を前提として集めておりまして、公表は控えさせていただきたいと思います。

○西銘啓史郎委員 また、契約書の件について幾つか話をしたいんですけども、今回2400万円余りの契約料は、これはあくまでも今年度中の予算というふうに理解していいんですよ。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 契約工期はですね、3月、来年の3月31日まででございますので、その間の契約ということでございます。

○西銘啓史郎委員 先ほどの3つの委員会という、今年度で終わるのは児童虐待だけで、それ以外は次年度6月末だったり令和3年の4月末までというふうに聞きました。ということは、この予算の大小は別にしても、次年度以降、このまた費用がかかるというふうに理解していいですか。額は別ですけど。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 委員の方の任命が複数年にまたがっているところは、先ほど答弁させていただいたところです。ですので、その間の活動はあるというところですが、業務、つまり設置等支援業務につきましては、あくまでも単年度単年度ございますので、その次年度のこの業務につきましては、引き続き会議があればですね、そういったところに対応したいとは考えております。

○西銘啓史郎委員 じゃあ契約書のほうは一ちょっと細かい話になりますが、これ概算払いができるような契約書になっていますよね。先方からの請求があったかどうか、いつだったのかも教えてもらっていいですか。

○伊田幸司交流推進課長 契約上概算払いができることになっておりまして、第1回が6月10日、722万円。第2回目8月6日、722万円。第3回目9月4日、722万円でございます。

○西銘啓史郎委員 いや、僕が聞いたのは先方からの請求があったかどうかをまず聞いてるんです。

○伊田幸司交流推進課長 請求はございました。

○西銘啓史郎委員 本来は業務委託料の支払いってというのは第15条に明記されてますけども、本来この全部業務を終了報告書に基づいてチェックをして支払うとなっておりますよね。今回この概算で、しかももう2100万円近くを9月に払った。幾ら向こうが請求したとはいえ、支払った理由を教えてください。

○伊田幸司交流推進課長 今回万国津梁会議でございますが、全体日程がですね、契約当初にあらかじめ決定していたものではなく、委員等と調整しながら決定する必要があるということ、あと幅広いテーマ等の議論に資するために、情報収集等を行う必要があるということで、柔軟な対応が求められているということで、そのような対応を可能とするために、私ども、業務が円滑に実施さ

れているということを確認した上で、概算払いを行っております。

○西銘啓史郎委員 今、先ほど聞きました米軍基地関係が2回、SDGsが9月一円卓に9月28日とあるんですけども、円卓を抜いたとしたら1回、児童虐待が1回ですよね。4回ですよ。4回の今活動してる中で、もう2100万円払っているっていうことが僕は異常に感じるんですけども、これ異常じゃないんでしょうか。

概算要求、向こうから概算払いがあったから払ったっておっしゃいましたよね。契約書上は、17条……、16条ですね、16条か。乙は一乙がまあ受託ですけど、甲に請求することができるものとするを書いてあるんで、先ほど聞いたのは請求があったんですかっていうのはそこなんですけども、県として甲は乙に支払わねばならないではないですよ。それは皆さんが認めたってことだと思うんですけど、本当にそれだけの費用が必要だったかどうか、中はチェックしてますか。

○伊田幸司交流推進課長 私ども、まあ業務がこれまで円滑に実施されているということを確認しまして、あと会議の性質上当初予定していなかった、例えば円卓会議、あるいは委員の国内外の調査の可能性、そういったものも勘案しながら柔軟に対応が必要と。柔軟な対応を可能とすることが必要ということで概算払いを行ったところでございます。

○西銘啓史郎委員 開催場所をチェックしましたがけれども、米軍基地は2回とも県庁内で行ってますよね。SDGsがホテル、どこだったかな、忘れちゃったけど1カ所ホテルですよ。そういう、なるべくコストを下げるとしたら別にホテルである必要が僕は全くないと思うんですね。

それともう一つ、スタートチームがつくった資料が手元にあるんですけども、事業の予算計画の中でも僕は非常に不透明に思うのが、人件費が恐らく8名分くらい計上されてるんですけど、950万円ですよ。向こうの要求が。あとは事務局経費っていうことでこれもまた150万円—146万円くらい計上されてますね。要は実態と、業務の実態と、これが僕は本当にチェックしたらおかしなことになってないかなとすごい心配なんですけども、例えばホテルの予約、会議の設営もろもろ、委託チーム、要はスタートチームでやってる、まさか皆さんが何か絡んで予約したりとかはしてないですか。文化観光スポーツ部がやったり。

○伊田幸司交流推進課長 私どもからこういったホテルの予約等はやっておりません。

○西銘啓史郎委員 一切ない。

○伊田幸司交流推進課長 一切ございません。

○西銘啓史郎委員 これは全部チェックして最後、精算がまたさらにあれるでしょうけど、事務局の統括責任者で、この5月から3月までで421時間働いて書いてあります。専任スタッフが817時間、そのスタッフが738時間。それだけ本当にこの沖縄に来て、会議は大体2時間ですよ、ずっと見てると。まあ前後の準備があったら三、四時間だと思うんですけども、この辺の労働の中身は、ちゃんと部としてはチェックをされてるんでしょうか。

○大城友恵交流推進課班長 お答えいたします。

西銘委員のお話ししている概算払いという制度は、地方自治法及び施行令に基づいて認められている支払い制度でございます。また、沖縄県の財務規則において、委託費においては概算払いができるというふうに定められております。

概算払いの制度そのものが、確定作業で証憑書類を確認して精算を行っていくというような制度でございますので、もちろん確定作業の中で、もちろん実績を確認していくというふうになるかと思えます。

○西銘啓史郎委員 ちょっと確認ですけど、今概算払いはチェックをして、僕は違うふうに聞こえたけど。もう一度答弁してください。

○大城友恵交流推進課班長 失礼いたしました。正確に申し上げますと、概算払いは申請に基づき行います。その後、業務完了時に精算手続を行うということになります。

○西銘啓史郎委員 ということは、6月10日、8月6日、9月4日の支払い、概算払いしたのは、中身はある程度チェックはして支払ったという理解でよろしいんでしょうか。

○伊田幸司交流推進課長 私ども業務が円滑に実施されているということを確認した上で支払っております。

○西銘啓史郎委員 6月10日に払ったものは、恐らく6月中に終わっているのは米軍基地関係の5月30日の1回だけですよね。

○伊田幸司交流推進課長 そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 じゃあその722万は、米軍基地の1回目の5月30日の費用の概算で支払ったという理解でよろしいでしょうか。

○伊田幸司交流推進課長 必ずしも厳密に、この会議この会議までに行ったものについて概算払いをしたということではなくて、円滑に一失礼、必ずしもそういうことではなくて、今後想定される事業の進捗見込み等も勘案して支払いをしております。

○西銘啓史郎委員 これ概算払いの(1)の着手時に業務委託料の10分の3に相当する額を払うという、そこで支払ったという理解でいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 じゃあ最後には、全部年度締めたときには、人件費も含めて講師の一講師じゃない、委員の方々の報償費だったり日当だったり、それも含めて全部チェックをして、最後例えば余ったら返してもらえるような形になるという理解ですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 では、ちょっと違う観点で質疑しますけども、今回の委員の方々への報償費っていうんですか、お幾らになっていきますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 2万7000円でございます。日額2万7000円でございます。

○西銘啓史郎委員 これについては何に基づいて、お支払いしているんでしょうか。

○伊田幸司交流推進課長 沖縄県政策参与の日額2万7000円に準じた額を設定しております。

○西銘啓史郎委員 きノウ商工労働部のときに質疑して、説明があったんですけども、商工労働部もアジア戦略会議の中で委員会があって、その委員に日当を払っています。これは幾らですかって聞いたら8400円と答えました。中身はどういう理由ですかって言うと、平成18年に総務部長名で出た謝礼金の支払い基準というのがありました。で、会合に該当すると言ってましたけど、いずれにしても8400円という中で、この万国津梁だけ2万7000円と言いましたか今。3倍近いですよ。

この中には、この基準によりがたい場合は財政課長に協議して定めるものとするということですけど、財政課に聞いたら相談はなかったって言うんですけど、この2万7000円にするときの経緯。参与にあれするというのはどこで誰がどう決裁してくれたのか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 まず財政課への合議でございますが、財政課に合議するのはですね、いわゆる県が報償費として支払う場合に、その額によらなければ総務部に合議をするという規定となっております。

今回この万国津梁会議、委託料の中で執行するということからですね、財政課の合議は不要と。庁内の事務手続的には不要とされてるところです。これは幅広く知見を有した方々から意見を広く聴取しようということがございますので、今回私どものほうで、政策参与の日額日当を参考にその単価を設定したものでございます。

○山城貴子文化スポーツ統括監 報償費の支払いについてですけども、県が直接委員に支払うときには、県が定めた規定に基づいて支払う必要がありますし、それを超えるときには財政課の合議が必要です。ただし、今回は委託料の中から支払いますので、そういった規定は適用されないということです。

ただ、今回この万国津梁会議につきましては、私どもが参考にしたのは沖縄県政策参与の一知事が特に命ずる事項について調査研究し、知事に進言することを職務とすると、そういった内容を今回の万国津梁会議の委員に期待しているものですから、この単価を準用しております。それでその単価を応募要項のほうに記載いたしまして、それに基づいて応募業者のほうには見積もりを作成するようになっていうようなことを示したところでございます。

○西銘啓史郎委員 今回の統括監の説明だと2万7000円を決めるのは、そのスタートチームが決めるってことじゃないんですよね。

○山城貴子文化スポーツ統括監 県のほうで決定いたしました。

○西銘啓史郎委員 2万7000円が高いか安いかわからない、まあほかの委員会で委員が、日当8400円。しかも今回報償費とは別に日当も払ってる、払いますよね。

○伊田幸司交流推進課長 ここで言っている日当といいますのは旅行雑費のこととございまして、今委託業者ともちょっと調整して、私どももこれは少しおかしいのではないかとということで、精算時にはですね、例えば沖縄県ですと、東京から来る際の雑費ですね、これについては2000円とかあるいは、例えば那覇市内からその会場に行くまでの旅行雑費ですね。これについては今沖縄県では0円となっていますので、そういった形で精算時に、ちょっと精算したいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 報償費プラス日当。これ日当というのは委員の旅費とは別に計上されてるとは思うんですけども、いずれにしても2万7000円プラスアルファでもらえるということと、ほかの委員会に比べると僕はもう多過ぎるんじゃないか。2時間3時間の会議で、時給にすると1万二、三千円ですよ。この方々の時給がですね。本当にそれが適正なのかどうかも含めて、統括監何か手を挙げましたけど、もし何かあれば言ってください。

○山城貴子文化スポーツ統括監 通常の会議ですと、事務方が用意した資料に基づいていろいろと御助言をいただくっていうのが、まあパターンとして多いのかなと思いますが、この万国津梁会議につきましては、津梁会議の委員の皆様が自主的にですね、調査したりですとか、研究したりとか、そうしたことのペーパーも提出していただくというようなことも含めてお願いしたいという意味でこの金額を設定いたしました。

○西銘啓史郎委員 となると先ほどのコンソーシアムの役割の中に、資料作成、資料収集、海外の資料作成収集という役割があるじゃないですか。だから、委員は委員で単独でやるんだったらこのコンソーシアムのメンバーはすることないんじゃないですか、普通は。

要は、統括監がおっしゃりたいことはわかりますけども、これが本当に適正

かどうかですよ、2万7000円が。通常の周りから見て。なぜ参与と一緒にじゃないか、ほかの他の部署持ってる委員会、とにかく委員のメンバーに対しても、商工労働部も八千幾らでももう値上げできないんで大変申しわけないということ言ってました、担当課長が。ですからその辺を含めて、2万7000円が決定した、文化観光スポーツ部が決定したのであれば、その辺も何か非常に僕は違和感を感じます。

もうそろそろ最後締めたいと思いますけど、いずれにしても、今回の決裁、契約、それからもっと言うと皆さんが参加する方々の定款を見たと言いましたけど、本当にどこまで調べられてるのか。そこは非常に気になります。

先ほど委員については三役で決めましたと。もう文化観光スポーツ部の意思ではなく三役の思いのままです。その中にもNDが入ってます。いろんな方々が入ってます。

ですから、個々についてはもう特に申し上げませんが、先ほど大浜委員からあったように、このスタートチームがやる役割が、二千何百万円に本当に、ちゃんとした見返りができるような中身になってるのかどうかですね。税金ですよ、県民の。しかも、1100万円もちょっと似たような外郭団体との共通点があるということも含めると、県民はおかしいと思って僕は当たり前だと思います。ですから、デニー知事が食事をしたことも大変なことですけども、それ以前に皆さんが決裁をしたときに、この方々がどんな人か知らない、どういう方々がどういう役割をしてるか知らないということも、僕は非常に疑問ですね。もちろん、いろんな手続を経てやってるので、決裁上や規約には触れないようにしているとは思いますが、もっと公明正大のためには、もっと違うやり方があったんじゃないかなという気もします。

僕のほうから質疑は以上ですけども、とにかく、今後こういったことをですね、もう後ろ指、指されないようなことをしっかりやらないと、僕は県民の信頼を失うと思いますので、そこについては文化観光スポーツ部長として、最後に一言思いがあれば教えてください。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 今回、万国津梁会議に当たりましては、5つのまずテーマを決めて一複数回ですね、会議をするというところで走っております。その後、3つのテーマが決まって、それぞれまた委員が決まって、実際の会議が行われているというところです。ですので当初、5つの委員会をそれぞれ複数回で持つというところでの我々上の積算があったというところが1つございます。

あと、委員につきましては、高い識見をお持ちの方々からの専門的なそうい

った知見でもって御意見をいただこうというところで、三役を中心に人選されて手続を行ってきたというところでございまして、先ほど申し上げましたけども、そういった万国津梁会議の委員の中で出てきた意見を、今後の県の施策の中に取り入れていけるものから順次施策に反映していくというところでのアウトプット、この施策の生かし方をですね、そういった進め方をしていくというところでございます。

○西銘啓史郎委員 要望だけ。今後開かれる3つの委員会ですけども、開催日時が決まった段階で結構ですから、我々委員に日程を教えてもらえますか。それと傍聴できる委員会、例えば基地問題はだめだとかそういうのがあれば教えてほしいんですが、可能な限り傍聴してみたいんで。どんな、今メンバーのことよりも実際のチームがどんな動きをしているのかのか含めて、ぜひチェックしたいので、日程を教えてもらうことはできますか。資料提出お願いしていいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 そのようにいたします。

○西銘啓史郎委員 以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。
親川敬委員。

○親川敬委員 幾つかですね、確認をしながら進めていきたいと思います。
まず、1点目なんですけども、この設置要綱のことからいきたいと思います。この設置要綱の8条。8条の1項を少し読み上げて説明をしてもらえます。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 第8条第1項、会議全体に係る管理・調整等については、文化観光スポーツ部が所管するというのが第1項でございます。

これは先ほど申し上げましたように、この万国津梁会議自体は知事公約に基づいて設置をいたしまして、当部のほうが所管するということになりました。ですので、その会議全体のですね、についての調整、それから部のほうでそれぞれのテーマごとに万国津梁会議が設置されますけれども、そこと受託業者との調整でありますとか、あるいは先ほど言った委員の手続に、任命についての手続であるとか、そういった総括的な管理をうちのほうで実施しているというところでございます。

○親川敬委員 私の理解、もし間違いだったら言ってください。庁内の協力、別途ありますよと。チームからの一チームというのかな、ありますよと。ところが、文化スポーツ部は対外的な受託をした皆さんとの全体的な調整とかっていうのは、文化スポーツ部がやりますよっていうことでいいんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりでございますが、個別の例えば基地問題でありますとか、虐待が一実際走っておりますので、そのテーマごとのですね、調整は私どもも一緒に入りますが、それぞれの部局も一緒になってそういった委員の皆様との調整は、当然行うというところでございます。

○親川敬委員 いずれの場合でも、文化観光スポーツがかかわりますよという理解でいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 全てにかかわるということでなくてですね、必要に応じてその都度対応しているところでございます。

○親川敬委員 そういうことを踏まえて、要するに契約だと、契約のチェックだとか、あるいはさっき話題になっていた概算払いの話だとかっていうのは、これはどこが担うんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 最終的には私どもということになります。個別具体のものにつきましては、当然それぞれ主管している部局の協力を得ながらというところになります。

○親川敬委員 設置要綱では、私の理解では、こういう対外的なことについては文化観光スポーツ部がかかわりますよという理解になるんだと、聞いた話ではですね、そうなると思います。

あと、企画提案募集要領に行きたいと思います。契約の期間を先ほど確認したら、そこは来年の3月までだよということで理解をします。

あと、7のですね、募集要項の7番、7。参加資格についてですけども、この(2)番について、読み上げて説明してもらえます。参加資格の。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 応募要領の中の7の参加資格の(2)ですね、沖縄県内に本店または支店営業所を有している、設置している法人、また、

県内に本店を有する事業者が1社以上参加してるコンソーシアムであることとなっております。

○親川敬委員 要するにこれは、沖縄県内に支店営業所が必須ですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 または県内に本店を有する事業者が1社以上参加してるコンソーシアムであるということがございますので、必ずしも必須というわけではございません。

○親川敬委員 この募集要領で公募をして、公募の一何ていうんだらうな、説明会をしますよということも言ったと思うんですけども、この期間ってどれぐらいあったんですか。公募要領を出して、いつですよっていう。

○伊田幸司交流推進課長 4月12日に企画提案の募集の公告を行いまして、応募書類の提出期限が5月10日ということで、約1カ月足らずということですよ。

○親川敬委員 1カ月間、募集要領を、公募をして1カ月間は準備期間があったんだよという理解をしたいと思います。そこでですけども、今回この応募要領を見て、説明会に来た業者って何社でした。

○伊田幸司交流推進課長 6社が出席しております。

○親川敬委員 この6社ってというのは、どういうふうな数え方なんですか。例えば一なぜそういうことを聞くかということ、結局コンソーシアムで今回契約していただいたのは、4構成団体というんですかね、なんですけども、こういう数え方をすると、構成団体ごと1なのか、あるいはそこのメンバーだった4名を4と数えての6なのか、この辺少し。

○伊田幸司交流推進課長 説明会時点では、特にコンソーシアムというのは構成している団体はおりませんので6社ですね。6社が参加したということで、個別ですね。

○親川敬委員 次行きますね。この同じく参加資格の中に(3)ですね。ちょっと読み上げて説明してもらえます。

○伊田幸司交流推進課長 7の(3)、類似の会議運営等事業の受託実績があり、想定する委託期間内において、別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有することでございます。

○親川敬委員 今、皆さんは各委員からの一本会議でも、きょうの委員会でもあれですけども、要するに受託実績がない、ないんだというふうな理解を我々はさせられているんですけども、ここはどうなんですか。ここに書いてある7の(3)から見たら、どういうふうに理解をするんですか。

○伊田幸司交流推進課長 これはコンソーシアム全体で、そういった実績があるかどうかをとっておりますして、例えばそのコンソーシアム、例えば4社のうち1社でもそういった実績があれば、それは遂行する能力があるというふうに理解しております。

○親川敬委員 こういう理解でいいですか。要するにメンバーが、どうぞ。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 今回はってのは、4つの事業者から成る1つのコンソーシアムでございまして、そのコンソーシアムの中でそれぞれ役割分担と連携をもとにやってるわけです。それぞれごとに当然実績は確認をしております。それが県内での実績なのか県外での実績なのかっていうのはございますが、それぞれコンソーシアム構成団体としての実績も踏まえつつ、それがあるということがありますので、全体としてもそれが可能であるというふうに判断したというところです。

○親川敬委員 そこがですね、ちょっと私自身よく整理ができてないんで、済みませんね、何回も聞きますね。要するに、類似の会議運営等の受託実績というのは、コンソーシアムに問うたのではなくて、この—1社だったら1社、コンソーシアムが仮に3社だったら3社、2社だったら2社、それぞれの構成団体のそれぞれのメンバーに実績があるかどうかを皆さんは見るということですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 少し、済みません。私の説明がわかりにくかったのかもしれない。

つまり全体調整、コンソーシアムが全体を調整をやるどころ、会議の運営やるどころ、旅行手配をやるどころ、情報収集をやるどころというのがございま

すので、そういった全体調整であるとか会議をやるところにつきましては、そういった類似実績がございますよということを申し上げたかったわけでございます。

○親川敬委員 まだよくわからない……。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 要は今回、県外1社と県内3社で1つのコンソーシアムになってます。それぞれ当然役割分担がございます。その中で、全体調整をするところ、会議をやるところ、旅行を手配するところ、情報発信をするところとあります。旅行をやるところにつきましては、そういったいわゆる会議という意味での類似は特段求めないわけでございますが、会議を進めるところにつきましては、このコンソーシアムの中で、そういった実績を求めているところがある、ありますので、それは可能であると判断したと。

○親川敬委員 私のこれまでの理解があって、十分じゃなかったんでしょうね。じゃあ、要するにコンソーシアムの中にはこういう今回の会議運営等の事業については、実績ありますよという理解でいいですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりです。

○親川敬委員 この辺がですね、なかなかちよっとすとんと落ちなかったというのは、何の実績もない事業者に、今回の県の主要施策でもある万国津梁会議の運営を任したというふうな間違っただけの理解をですね、私は勝手にしてたんですけど、そこはちゃんと会議運営について実績ありますよという確認でいいですね、再度。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 それができるコンソーシアムだということろで判断したところですよ。

○親川敬委員 次はですね、この仕様書のところから行きましょかね。仕様書のところ。支援業務委託の仕様書の中に、4番。委託業務内容というのが、1から8まで列記がされています。

特に私が確認したいのは、1番から3番まで。まず、この皆さんと、今回の受託者の皆さんとのかかわりの、何ていうんだらう、ここまでは彼らに依頼をしますよとか、あるいは皆さんが確認をするっていうか、チェックをするとい

うか、やっぱり、これ、何というか、任せっ放しではだめだと思うんですね。その際に、1から3までか。3までの中で特に皆さんが、これまでの会議運営の中でチェックをして、あそこは確認ができましたよというのであれば、少し教えていただけません。

○伊田幸司交流推進課長 会議運営につきましては、まず、基地対一基地に関する、例えば津梁会議でしたら基地対策課、あるいはこのコンソーシアム、あるいは私ども一三者で協議一運営について協議を行って、会場設定あるいは連絡調整等を行うということです。

基地については、会議進行については知事公室のほうで行うということですが、虐待あるいはSDGsについては会議進行はこのコンソーシアムのほうで行っておりまして、これについては業者一コンソーシアムと私どもで調整をしながら実施するというようになっております。

○親川敬委員 もう少し何ていうんだろう、具体的なことを説明したほうがわかりやすいと思うんですけど、特にさっきから委員の皆さんの中で話題になっている資料収集ですよ。ここの②の中にありますよね、会議の内容に関する情報収集及び資料作成は、この受託、受託先がやるんですよと。仕様書になってますけども。ですから、この辺がですね、皆さんそれぞれの会議の中で事前に、例えばきょうは、今回はこういうテーマがメインですとなったときに、彼らが、受託者の皆さんが情報収集をしてきて会議運営に当たるわけですけども、そのときの皆さんとのかかわり方です。その辺のところはきちっとやられていれば、私は概算払いについて全然問題ないんだけど、何も作業も何もしないのに、会議の議事録、議事次第だけ書いてきて、会議運営してますよではこれだめだと思うんです。

だから、これだけの県の重要な施策の一つの政策ですから、この辺はですね、きちっと本当にプロとしての情報収集がされてるのか。プロとしての資料作成がされてるのか。この辺のチェックがなければ、私は2700万、2400万円か。2400万円はね、これはどうなのと言われますよ。この辺がですね、皆さんから説明が十分に聞けない。この辺少し、担当されているのがどなたかわかりませんが。

○伊田幸司交流推進課長 資料収集あるいは情報収集なんですけど、例えばSDGsに関する万国津梁会議の際に行われた円卓会議ですね、あれはまさしく業者が一コンソーシアムが行った情報収集ということで専門的知見が要するという

ふうに考えております。そういったものに十分対応できるようにということで、業者等選定しております。

○親川敬委員 それのことについてもう一つ聞きますけども、この中で各委員の皆さん、委員の皆さんも、それぞれ知見を持っている皆さんの集団というか、委員の皆さんですから、これ事務局一事務局というのは使用者の一使用者というか、受託者の事務局の皆さんがつくった資料について、各委員の皆さんから、例えばどんな評価がされてるのかですね。あるいは、次はこういうことを調べてほしいとか、その依頼も含めてやりとりが、委員の皆さんから見たらこの、運営の仕方に使う資料の評価ってどういうふうに皆さん感じてますか。

○伊田幸司交流推進課長 先ほどの円卓会議の例でいいますと、これの開催も結局、委員の方からの求めに応じて開催しております。私はその円卓会議出席はしておりませんが、円滑に進められたというふうに評価できるというふうに考えております。あと評価方法については個々によるというふうに考えておりますが、少なくとも円卓会議については評価しているところでございます。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、親川委員から文化観光スポーツ部長に対して円卓会議に出席したのかとの確認があり、出席していないと回答した。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。
親川敬委員。

○親川敬委員 私がこう言ってるのは、要するに委員の皆さんは見識も高い皆さんですよ。それで選定、選任されてるはずですから、事務局も一事務局というのは受託側も、それぐらいの資質に耐えられるような資料作成をしないと、僕はこの万国津梁会議って、やっぱり成果物の話もありましたけどね、そういう評価を、高い評価していただくためには、私はそこが肝心だと思いますよ。中身ですよ。

だから、そこも、先ほど設置要綱の中でも文化観光スポーツ部が全体的な管理・調整もやるんだということであればですね、私はそこを把握しておいたほうがいいと思います。今回は特に。

それと、あと最後にしましょうかね。あとはですね、契約の話で、契約書の

中なんですけども、今本会議とか各常任委員会でも話題一話題というか、いろいろ出ているこの子ども被災者支援基金。ここのメンバー、先ほど各委員の皆さんの質疑の中から、委員は4名いるという話がありましたけども、委員というか職員ですかね。担当されてる方は、かかわってる方は4人いるとおっしゃってましたね、おっしゃってましたけども、これは何のために沖縄にその事務所が必要なんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 子ども被災者支援基金は、先ほど言いましたように東北で被災した地域の支援活動を中心に展開していたわけですが、その関係で沖縄にも被災して来られる方もいまして、その後、いろんな被災した子供たちが沖縄に来たりとかで交流もあるということから、今後、沖縄での事業を展開というところも含めて、ことし事務所を設置したとは聞いています。

今回の受託に当たりましては、当然受託事務の調整の中では、沖縄事務所っていうのもですね、調整としてはそういった役割担っていたのかなど。我々との調整という意味では担って、当然いるのかなどというふうには思っております。

○親川敬委員 募集要領のところのかかわりといえね、かかわりでいえば、要するに募集要領の中ではさっき言ったように、コンソーシアムのどちらかの1構成員が沖縄県内に住所があればいいんだよということが資格要件ですよ。コンソーシアムの中の1事業者が、県内の事業者であればいいですよという理解ですよ。そういうことです。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 そうですね、コンソーシアムの場合は県内に本店を有する事業者が1社以上参加してればいいというところですよ。

○親川敬委員 今回のこの契約書というのは、どんな契約書なんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 いわゆるコンソーシアムでの契約となっております。

○親川敬委員 ということは、なぜ皆さんは沖縄の一資格要件に、資格要件を満たしているのに、それ以上のことを、今回の事業のやりとりの調整の中で名前が出たり、この事務所の話が出るんですか。資格要件じゃないでしょう。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 今回の委託契約、応募自体もそうですし、

今回の委託契約につきましても資格要件に合致した、いわゆる事業体と契約したというところでございます。

○親川敬委員 そこもですねやっぱり、まだもやもやとしているっていうかね、やっぱりこの契約書見たらやっぱり4者ですよ。だからそこはきちっとそこを資格要件に合致しているんだよと。私はそういうふうに理解をします。

そしてもう一つ、あとは、先ほどから言ってます会議の内容です。先ほど、残念なことに、この中には事務局として参加されてる方もいるかもしれませんが、やはりそれなりの立場にある方がね、やっぱりそこは全体的な管理、管理については文化スポーツ部がやるんだということであればですよ、資料の中身についてはある程度はこうでしたよと、責任持って答弁ができるような方が私は参加したほうがいいと思いますね。これ要望です。終わります。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 そもそもこの問題は、基本的に言えば官製談合に値するような問題だよって僕はずっと言ってるわけですよ。知事は、私的で酒飲んだから問題あるのかって開き直ってるみたいですけどね。これはあの確認事項はしっかりとやって、全く前に進めてないような内容ですので、しっかりと確認していきたいと思ってます。

万国津梁会議のメンバー、経緯っていうのを改めて説明してもらえますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 さまざまな分野でも、それぞれの分野で高い識見をお持ちの方々に委員になっていただくようにですね、お願いして、委員になっていただいているということです。

○島袋大委員 メンバー、さっきも言ってたけど、ごめんなさい、メンバー。

○伊田幸司交流推進課長 万国津梁会議の委員でございますが、米軍基地問題に関する万国津梁会議委員は、NPO法人国際地政学研究所理事長柳沢協二氏、委員長ですね。沖縄国際大学法学部野添文彬準教授、副委員長です。東アジア共同体研究所孫崎享氏です。ジョージ・ワシントン大学マイク・モチヅキ准教授、琉球大学人文社会学部国際法学科山本章子講師、慶應義塾大学法学部添谷芳秀教授。

SDGsに関する万国津梁会議委員は、琉球大学島袋純教授、委員長。慶應義塾大学大学院蟹江憲史教授、副委員長。沖縄銀行佐喜真裕総合企画部執行役員部長、沖縄キリスト教学院大学玉城直美准教授、金沢工業大学平本督太郎SDGs推進センター長。

児童虐待に関する万国津梁会議が、沖縄国際大学比嘉昌哉教授、委員長です。琉球大学上間陽子教授、副委員長。兵庫教育大学海野千畝子教授、日本心理研究センター村瀬嘉代子理事長、沖縄国際大学野村れいか講師、美ら島法律事務所、横江崇弁護士でございます。

○島袋大委員 このメンバーは先ほど聞いたけれども、知事含め三役が決定したということで理解していいですか。

○伊田幸司交流推進課長 そのとおりでございます。

○島袋大委員 先ほどありましたけれども、この委員会のメンバーに対しては委員会の報酬は幾らでした。

○伊田幸司交流推進課長 2万7000円でございます。

○島袋大委員 通常の県のほかの審議会の委員の報酬は基本的に幾らですか。

○伊田幸司交流推進課長 例えば、沖縄県の振興審議会委員につきましては日額9300円でございます。

○島袋大委員 基本的に9300円ですよ。2万7000円っていうのは、どうぞ、2万7000円になった理由。

○伊田幸司交流推進課長 私ども沖縄県政策参与の金額に準じた額で設定しているところでございます。

○島袋大委員 ですから、政策参与並みの日額報酬ということだと言っているというふうに思いますけれどもね。これ私は話は通らないと思っております。

知事三役がこのメンバーを任命して、そして政策参与並みの報酬も、知事三役で決定できるわけですよ。自分の仲間を2万7000円という一番高い金額で設定してね、そこでこの政策をもろもろ、いろんな面で委託する。じゃあ、県庁

職員要らないということですよ。全部このメンバーで決めて、政策参与並みの日当の報酬もらって、その人の答申を受けてじゃあ知事の政策決めるんですかって話ですよ。どうなるんですかこれ。

○伊田幸司交流推進課長　今回各委員におかれては、県政における重要課題の改革、解決促進に向け、それぞれの専門分野において調査研究を行い、それらを踏まえた効果的な議論を行うことが期待されているということで、委員には会議での意見の表明にとどまらず、調査研究内容の発表等が期待されているということで、今回このような日額を設定しているところでございます。

○島袋大委員　ですから、この報酬を高くしたのは知事ですよ。知事が決定してやってるんですよ。私は気になりますけど、これ住民監査請求出たらどんな説明するんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長　我々、先ほど来、担当課長も答弁してるとおりでございますが、そういったことを委員の皆様方に期待をして設定したわけでございますので、我々の考え方もしっかり説明しているというところでございます。

○島袋大委員　部長、担当部署の人はそうしか言えないと思いますけどね。この流れ的には、知事含め三役がメンバーを決めて、報酬も日当も三役で決める。知事が決めたわけですよ。そんなくですよこれ。ここから始まっていくんですよこのもの、この問題は。

　実際、万国津梁の事務を発注してるのは確かに文化観光スポーツ部が入札の契約してると思いますけどね、結局この文化観光スポーツ部が発注した後は、この万国津梁会議は、大体この知事公室の基地政策、辺野古担当もろもろ含めてですね、あそこが大体中心にならないか。今回のこの発注の仕方っていうのは、文化観光スポーツ部が出てくるんですよ。普通であれば、知事公室が音頭をとればいいのに、なぜか文化観光スポーツ部がここで発注するわけですよ。ここが非常に県民が理解しにくい状況になるわけですから、その辺を今、発注は契約は文化観光スポーツ部だけれども、その中身を含めてもろもろは知事公室を中心にやってないですかっていうことを言ってるんですよ。そうですよ、業務はそうなる。

○新垣健一文化観光スポーツ部長　万国津梁会議を私どもで担当するようにな

ったというところは、先ほど大浜委員のときに答弁したとおりでございます。

それで契約等につきましては、私どものほうで実施をいたしましておりますけども、それぞれ5つのテーマが今回ございまして、3つのテーマが立ち上がっているところでございます。

基地につきましては、当然知事公室のほうと連携しながらそれから児童虐待については、子ども生活福祉部と連携しながらですね。SDGsにつきましては、企画部と連携しながら業務を進めているというところです。

○島袋大委員 部長、各部署の各課の職員の事務分掌表がありますよね。この中に個々の職員はこういう仕事の分野担当がありますよね。これは文化観光スポーツ部のこれは交流推進課かな、皆さんのところは。その担当者の中にも、明確にこの仕事の分担というのは書かれてる。

○伊田幸司交流推進課長 課の職員分担で明確に万国津梁会議担当ということにしております。

○島袋大委員 今回説明会にこの6社来て、この山形会社以外提案も来なかったっていうのは、これ実際、部長おかしいと思いませんでした。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 我々としては多くの方に御提案をいただきたいと思っておりましたがけれども、結果として1つのコンソーシアムになったというように……。

○島袋大委員 こういうお仕事されてる中では、よく、まあたまにはあるという事で理解していいですか。

○山城貴子文化スポーツ統括監 私はですね、年間20—少なくとも20件ぐらいこういった審査会を受け持っておりますけれども、毎年数件はございます。

○島袋大委員 我々が調べたところによりますとですね、これはいろんな面の言い分はあるかもしれませんが、おりた業者の中には、知事とこの鈴木さん、徳森さん、そして島袋純教授、そして県職員の一部がみんなずぶずぶの関係、もう非常に近い関係で事業提案しても意味ないと。この受注は出来レースだと思ってたという業者もあるみたいですよ。これ実際聞いたことあります。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 私ども、そういうことは承知をしておりません。

○島袋大委員 それはそうだ。時間見ていろいろ出てくるかもしれんけどさ。

こういう飲食と打つのか、どういうミーティングの食事会なのかわからないですけど、こういう飲み会、食事会に出ることはよくないと。たとえ部署が違ってても出るべきでないというふうに一般質問で土建部長とか答弁してるんですけど、部長としてどうお考えです。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 飲み会といいますか、この懇談会といいますか、そういった分の集まる目的とか、そういうことにもよるかと思うんですね。いわゆる、例えば大学の先輩・後輩であるとか、高校の同級生であるとか、全然仕事と関係ないところで集まるということはあるんだろうなと思います。そのときそのときによって違うんだろうなというふうに思います。

○島袋大委員 今回の案件に関しては契約の前夜という問題があるから、そういうことを考えれば、そういう似たようなものがあれば、部長としてそういう利害関係者もろもろっていうのは、参加することはありませんよねということですよ。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 少なくとも契約の利害関係にある場合は、そういった飲み会については参加していなかったと一私自身であれば参加しなかったらと思うんですが、まさに、契約当事者かどうかというところがですね、あろうかと思います。

○島袋大委員 今回のね、我々がいろいろ今質疑してる中でも、実際ああいう飲食もろもろの食事会等含めてですね、飲み会等そういったのは、実際公務員として今回の知事と県職員の行動についてはどう思います。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 知事のプライベートのことまで、当然私も全て把握してるわけではございませんし、職員の交友関係まで全て把握してるわけではないので、非常に難しいところではございます。何ていいますかね、それが何もないということであれば特に問題はないのではないかなと思いますが、仮にっていうところは非常にお答えがしづらいところです。

○島袋大委員 この会食の1週間前に内定通知書が出てるんですよね。この決裁含めて、委員は内定書を一僕の大体の、自分が理解してるものに関しては、担当部長あるいは統括監から、最終的には知事の印鑑も押してるんじゃないかなというふうに私はそう思ってるんですけど、実際この1週間前の内定通知書のほうに、確認事項の決裁印っていうのはどこか表に出せるか、どういう状況になってますか。

○伊田幸司交流推進課長 5月17日に第2次審査の結果通知を出しておりまして、その際は統括監決裁となっております。

○島袋大委員 どの時点で知事に対して、内定が出ましたから一知事の肝いりの事業だからさ。この辺は知事にいつごろ報告してます。その日で報告しましたか。

○山城貴子文化スポーツ統括監 知事に対して報告はしておりません。

○島袋大委員 いつごろ報告したの。全然報告してないんですか。

○山城貴子文化スポーツ統括監 事務決裁規程に基づきまして、500万円以上の委託費に一の執行につきましては統括監決裁一統括監に権限がおろされておりますので、私のほうで決裁して事務を進めております。

○島袋大委員 ですからこの事業に内定通知決まって、決まりましたよって知事がわかる時期っていうのはいつごろになってくる。肝いりの事業だからさ。イの一番に確認したいと思うんですけど。

○山城貴子文化スポーツ統括監 委員がおっしゃるように、万国津梁会議は確かに知事の重要な施策ですので、万国津梁会議設置要綱につきましては、当然知事と調整をしまして知事決裁をいただいております。先ほどもございましたように、会議の委員の選定につきましても知事、副知事との調整をしておりますが、就任依頼につきましては、統括監決裁で依頼を出しております。

契約事務に関することにつきましては、統括監決裁、権限をおろされてますので、ほかの事業と同じように執行しているところです。

○島袋大委員 休憩をお願いします。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、島袋委員から再度知事に報告はしていないのかと確認があり、改めて答弁するように指示があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

山城貴子文化観光スポーツ部長。

○山城貴子文化スポーツ統括監 知事のほうには一切報告はしておりません。

○島袋大委員 しかし誰が見てもメンバーを見たら、1週間前に契約の内定を出してあのメンバーが会食して、ああいうふうに、すばらしい笑顔で笑いながら乾杯してるのを見たら、誰もがあの場所で万国津梁会議の話題が出てるのは当然だと思うんですけど、普通誰もがそう思うんですけどね。どう思います。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 本会議で答弁しようとしたら指摘されましたけど、私のほうは参加しておりませんので、その辺のほうは承知しておりません。

○島袋大委員 万国津梁のSDGs担当の島袋純教授、受注者の鈴木さん、徳森さん、そのあとに公募に決まった県職員、知事。このメンバーで共通の話題はトークキャラバンか万国津梁会議しかないんですよ。あの写真見たら。県民誰もがそう思うんだけどね。しかも翌日では万国津梁会議の支援事業の契約日なんですよ。あした契約しますよって話を知事に僕はしてるとしか思いせんけどね。想像してもわからんからそれ以上聞かないけれどもさ。普通なら県民は、ここが一番関心を持っているところだと思ってますし、県の職員も非常にこれは感心し、思っているところだと思うんですよ。

この会食のほうに出た県職員の2人は、ワーキングチームの公募に手を挙げてますよね。これ中身までわかります。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 SDGsのワーキングチームの御質疑だというふうに理解したんですけど、SDGsにつきましては企画部のほうでやってみて、いわゆる庁内の話ですので、私どもではタッチしておりません。

○島袋大委員　じゃあこれ任命の責任者は誰かまでは—基本的に誰になりますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長　済みません、企画部の中でどんな決裁ルートかっていうところまで把握しておりません。

○島袋大委員　契約時にこの1社と構成員が3社あると。そういった形で、出てるからという話してましたけれども、基本的には、これ徳森さんは、この支援事業の沖縄事務所ということで名刺もつくってるわけですよ。沖縄事務所として設置されているわけですよ。要するに4カ月前に、1月ぐらいに設置して、5月ぐらいに受注するわけですから、その間に答弁聞いても、4カ月内ではそういった委託事業も何もない、実績もないでしょうという話の中で、確かにそうですよね、でしたよね。それ間違いないんですよ、部長。

○新垣健一文化観光スポーツ部長　私が本会議で答弁したのは、いわゆる子ども未来が、県内での実績はございませんという答弁を差上げたんです。

○島袋大委員　ですから、この沖縄事務所っていうふうに名刺もつくって本人が出してる中にね。この携帯番号も含めてだけれども、いまだに連絡してもつながらない。ということは2400万円近く公金を、親元の山形のところが受注して、しかしここ同じみんな職員としているけれども、沖縄事務所の所長としていますよ、彼女は。それなのに、連絡すら一切とれないっていうのは、公金をほぼ今入れ込んでいる県としたらどう思うんですか。

○伊田幸司交流推進課長　委託業者との連絡につきましては、全体調整を担う一般社団法人子ども被災者支援基金と行っているところでございます。連絡の手段はですね、電子メール及び電話にて行っているところです。

連絡可能な状態であることが重要でありまして、携帯電話であっても、連絡手段として問題ないというふうに私ども認識しておりますが、県との連絡調整において、これまで滞ったことはございません。

○島袋大委員　この30日の質問からマスコミを含めていろんな方々、電話全くつながらんとするけど、あの名刺は違う番号ってこと。皆さんは独自で、このパソコンでメールで何かでやりとりしてるってことですか。

○伊田幸司交流推進課長 私ども、この子ども被災者基金との連絡でございますが、徳森氏に加えまして、統括責任者の鈴木氏とですね、そういった方と連絡をしているところでございます。沖縄事務所とのみ連絡しているということではございません。

○島袋大委員 ということは連絡はとれてるってことですね。きのう、きょう現在でも。ここは重要ですよ。

○伊田幸司交流推進課長 統括責任者とは連絡がとれております。

○島袋大委員 鈴木さんでしょうけれども、徳森さんとは連絡とれてないということですよ。

○伊田幸司交流推進課長 私どもは、今統括責任者と連絡をとっているというところですよ。

○島袋大委員 そこですよ。これ沖縄事務所の所長とうたって名刺もつくって、いろんな方、団体にいろいろと名刺も配られてると思ってますよ。こういう案件が出て、中には心配だなあとか、あるいは確認事項しようかなとか。あるいはこの委託してる関連の人たちが電話してみようかなってしてもつながらないんですよ。ということは、公金—我々税金を投入した沖縄事務所の所長っていう、言われている事務所、当の本人の事務所の電話番号すらつながらないということは、基本的には県としたら、受注者の親元の、この法人の要するに鈴木さん含めて連絡はとってるということだけれども、県民の見方とか、我々が管理—要するに議会としたら、ここはどうなるのってことなんだけれども、こういう場合って、私も経験がまだ浅いからわからないけれども、こういう案件って結構あるんですか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 事業体との連絡につきましては、先ほどうちの担当課長のほうから答弁させていただいているところですけども、1つ目はですね、まず沖縄事務所自体が、先ほど言いましたように、我々の受託の要件ではないということがまず1点あります。いわゆる4つのコンソーシアムと受託してると。

現在、山形の、向こうとですね、十分連絡がとれているということ。それか

らそれも含めてこれまでも、次の万国津梁会議に向けても事務が滞っていないというところからして、私どもとしては今、特に大きな問題があるというふうには考えておりません。

○島袋大委員 今、問題じゃないですって部長は、部長そういう認識かもしれないけれども、あれだけ写真に出たメンバー、徳森さんもいれば鈴木さんもいる。契約の前夜に知事もいる。どう見てもこれ、幾ら友達といっても、あした契約するから頑張ろうねという雰囲気、もうどう見てもそういう、みんな認識持つわけですよ。

そこで、要するに法人の鈴木さんもいれば沖縄事務所の所長と言われている徳森さんもいるのに、この方々も翌日普通に連絡もとれない。もうこの2人はワンツーコンビで、公金を扱っている事業の受託者。そうなったら、いや先方の山形県の業者とは連絡とってるから、支障はないですでは。連絡とれば支障ないですよ。しかし、沖縄事務所ってうたって、職員名も書いて名刺配って歩いてるんですよ、いろんなどころに。それは連絡とれなくても関係ないですよでは、我々議会としては通らないと思うんですよ、部長。

だから、その辺はね、これ以上どうこう僕も時間あれですから、ぜひともこれは、我々は議会の対応で、百条委員会がつかれるかつかれないかいろいろ与野党との協議になりますけれども、できなくても、経済労働委員会で参考人として、この鈴木さん、徳森さんは呼ぶべきだと思ってますから、委員長その後でまた、その辺の配慮をお願いしたいと思っております。

もう締めますけれども、私はどうこう職員をいじめるつもりでは言ってません。先ほど冒頭で言った、デニー知事は、普通に何ら我々にわびも何もない。県民にわびもない。その中で何が、飲みに行ったら何が悪いのという、開き直りの態度をとっている。こういう話を直に職員から聞いてますよ。県庁の職員は、冗談じゃないと。こんな問題があるのを、そのままにしておくのがひど過ぎるという思いを持つてる人もたくさんいる。そういうことは、県民の皆さん方も、いろんな面で、こんなふうにして誰が見てもおかしいだろうという中でですね、総務部長を中心に知事公室長を中心に、この総務委員会の意見聞いても全く理解が私はできません。

文化観光にしては、今の流れとしたらもうこれ以上文化観光スポーツ部に聞くことできませんけれども、やっぱり先ほど言った、沖縄事務所の所長の名刺を持っている徳森さんが連絡をとれないということは、明らかにこの県民としても、税金を入れて受注してる人たち、してる方なんだから、これおかしいだろうって思われるのも当然ですよ。だからその辺はしっかりと部署として大変

だと思えますから、しっかりとその辺はやっていただきたいなと思っております。

あと、今おっしゃったようにメンバーの選定は、知事三役、知事の肝いり。そして、報酬もほぼ知事の判断でやったということですから、いろんな面考えてもさ、やっぱり、とにかくこの経労で呼べることは一受託者の鈴木さんと徳森さんをしっかりと呼んで、確認事項をしたいと思っておりますので、ひとつ委員長のほうでよろしくをお願いします。

私から以上です。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 済みません、答えになってるかはあれですけども、知事のほうは、本会議でも襟を正して県民の疑惑や不信を招くことのないよう、客観的かつ公平な県政に確保するよう努めたいというようにですね、答弁したところです。

もう一つ、2万7000円の話ですが、あれはいわゆる私どもの予算執行の中でやっておりますので、それにつきましては、私ども部のほうの判断で決定したというところでございます。

○島袋大委員 委員長ちよつとごめん、今、部長のお話はわかりましたけれども、知事が感覚がおかしいのはですね、自民党があれだけ質問して緊急質問して、与党も緊急質問したときに、与党の冒頭で県民に申しわけないと思ってる、こんな人いませんよ世の中に。普通なら自民党でやるのが、私たちこれ以上どうこうないですよ。県民に対して本当に失礼な態度をとってるんですよ、この方は。普通ならやるべきですよ。何で与党の前でやるのかって話ですよ。与野党関係なければ、当初の冒頭の我々のときにやるべきですよ。ここがですね、担当部署の部長なんかも苦しいところだと思っておりますよ、職員も。やりたい放題やってですね。外出ていったら何やってるかわからない。こういうことを考えると私は非常に、なおさら知事呼んで、参考人で呼びたいぐらいですよ。その辺も含めて御理解いただきたいと思っております。

私はもう以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑ありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 我が会派の3人の質疑に関連して、確認をさせていただきたいと思えます。先ほどの島袋大委員のですね、参考人招致につきましてはぜひ、改めて委員長お取り計らいをお願いします。

実はですね、徳森さんの話も出ましたので確認をしますが、実はこの徳森さんは沖縄事務所長ですね。それで我が会派の又吉議員がですね、山形のこの子ども支援基金のほうに直接電話をして、早坂さんという事務局長にいろいろお話を聞いたらですね、沖縄の徳森さんのこと全くわからないんですよ。沖縄事務所長という名刺の方をね、本体の事務局長がね、わからないという話が、私どもが今回代表質問以降ですね、すぐ調べたときに、そういう話をしておりました。そういう話は聞いてますか。確認されてます。

○伊田幸司交流推進課長 そのような話は聞いておりません。

○山川典二委員 それもひとつしっかり確認していただけませんか。

それとですね、本会議でも伺ったんですが、皆さんは沖縄事務所の確認をされたと。外から見たということなんですけどもね、その事務所の所有者を私の会派でみんな調べましたらね、徳森という方が所有者でいるんですよ。お二方、金城さんという方と徳森さんの2人の名前になっておまして、どうも親族のようなんです。つまり、沖縄事務所がですね、事務所の体を全くなしてない。身内の自宅が事務所になってますね。これは所管外ですけど新外交イニシアティブの事務所も全く同じところになりますね。

そしてさらに選挙功労の今回、ある意味、広い意味での官製談合というふうに解釈もできるかもしれませんが、この選挙功労というのはですね、どういうことかといいますと、知事の一本会議でも質問しましたが知事とですね一緒にこの徳森さんが知事選挙を戦ってる。これちょっと示しましたけどね、戦っている。そして、実は今回、今の知事の特別秘書に、私は連絡とるように言ったんですが、全くきょう現在連絡ないんですよ。知事と特別秘書の関係はどういう関係ですか、わかる範囲で。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 正式にといいますか、ちゃんと確認して聞いたことはないのです。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、文化観光スポーツ部長が山川委員に対して、知事と特別秘書の関係を確認した。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

山川典二委員

○山川典二委員 今、休憩中に、ちょっと情報の確認をしましたが、特別秘書は知事のお婿さんですね。そしてですね、お婿さんですから当然これは選挙を一生懸命、知事選挙を戦ったわけですね。私も情報として確認しております。

そしてですね、その前の、翁長前知事の時代の特別秘書は、名前は言わなくてもいいんですが、どなたで、今どういうポジションになってるかは御存じですか。じゃあ、私のほうから名前言いましょう。岸本さんという方ですけどね、この人は今どういうポジションに一県の職員になっておりますが、どういうポジションになりますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 本会議の答弁で総務部長でしたかね、ちょっと、誰の答弁だったか覚えてませんが、任期付の一般職として参事に任用されてるというふうな答弁があったと思います。

○山川典二委員 知事公室の参事ですね。それでですね、実はそれ一なぜ今その話を確認するかといいますと、この徳森さんとの関係なんですね。翁長前知事が、ジュネーブ、国連の人権委員会で2分ちょっとスピーチをしました。それはある国内の人権団体のスピーチの枠を借りたんですね。その人権団体の枠を借りてスピーチするとき、徳森さんも一緒になってね、このスピーチができるように動いております。そして、当然翁長知事選挙も一前ですね、選挙も応援してこういう流れになって、そして、玉城知事選挙も応援をする。そういう流れがあるということ、私のほうでは確認しておりますが、皆さんは存じ上げてますか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 承知しておりません。

○山川典二委員 そういう一つの流れの中で、今回の万国津梁の支援事業をですね、受託をしたコンソーシアムの代表の沖縄事務所長というふうな、一つの背景があるということが今一を前提にですね、ちょっと確認作業をしていきたいと思っておりますけれども、先ほどちょっとありましたけれども、もう既に2100万円余りが決裁をされておりますね。その口座はどちらの口座ですか。山形ですか、沖縄ですか。

○伊田幸司交流推進課長 山形県内の銀行の口座でございます。

○**山川典二委員** この山形の子ども支援被災者基金の定款を見ましたが、皆さんが先ほど来、我が会派の質疑の中でですね、こういう万国津梁会議の支援事業の能力、資格が本当にあるのか。海外情報収集能力であるとかですね、そして、現況のいろんな基地問題からですね、SDGs、そして子供貧困、虐待の問題も含めて幅広いテーマを扱う団体としてですね、それだけの能力があるのかっていうことをちょっとお聞きしたいんですが、皆さんそういう話をしておりますが、定款を見ますとですね、そんな幅広い定款じゃないんですよ。そういう定款も皆さんは確認をしましたか。した中で発注をしたんですか。その確認したいんですがね。

○**伊田幸司交流推進課長** 私ども定款、4社とも入手しております。

○**山川典二委員** いやですから、その定款、それじゃあ読み上げてくださいよ。定款の項目、そんなにありませんから。目的の部分だけでいいですよ。

○**伊田幸司交流推進課長** 恐れ入ります、この定款、非公表ということで集めておりますので、ちょっと控えさせていただきます。

○**山川典二委員** いやこれ、非公開じゃなくて私も持ってますよ、情報。ネットでも出てくるんですよ。これが非公開ですか。定款ですよ。定款は公にいつでも取り寄せられるようになってるわけですから。

○**伊田幸司交流推進課長** 私どもこの定款も応募書類の中の一つでございまして、非公表という前提で入手しておりますので、恐れ入りますが今述べることは差し控えさせていただきます。

○**山川典二委員** 要するにですね、これ公開上とれるんですよ。けど今回はこういうその事業の応募要領だから今、公開ができないということで理解はしますけれども、すぐ周辺一般のですね、ところでは幾らでも情報とれるわけです。持ってますよ。

そういう中で、この定款見てもうびっくりしましたよ。子供の関係のね、ものは当然ありますね、子供支援ですから。その保養、保養というところがずっと出てくるんですよ。七、八項目ぐらい。つまり子供の支援策を目的とした団体なんですよ。だから子供虐待の部分だったら十分にそれは理解できますけ

れども、例えば辺野古の問題とかですね、あるいは国連の大きなテーマのSDGsのテーマが本当にこの団体でプロデュース、コントロールしてですね、こういう会議を含めて引っ張っていきける、そういう団体なのかっていうことを聞きたいんですよ。いかがですか。

○伊田幸司交流推進課長 恐れ入りますが、今回の委託先はあくまでも4社のコンソーシアムでございまして、この当該コンソーシアムでは構成各社で役割が分担されておりました、この子ども被災者支援基金単体で事業を担うものではないということでございます。

○山川典二委員 応募要領にもありますしね、それから役割分担がありますね、コンソーシアムの構成員。この子ども基金は全体の調整という、司令塔の役割ですよ。本当にそれができるんですか。それぞれの旅行会社であるとか海外のネットワークをってるね、皆さんがコンソーシアムに入っておりますけれども、それを調整をして分析をして、きちっと方針が出せますか。

○伊田幸司交流推進課長 同基金を代表とするコンソーシアムですが、これまでですね、万国津梁会議4回、さらに円卓会議の運営等においても円滑に実施しているというところでございます。

○山川典二委員 いや本当に苦しい答弁、もうそこぐらいまでしか答弁できないかもしれませんが、いずれにせよですね、コンソーシアムはコンソーシアムでいいんですけども、これだけの一先ほどちょっと説明しましたけど。選挙功労ですよこれは、というふうに私は思っております。ましてやその新外交イニシアティブも同じ事務所に置いてですね、それも事務所の体をなしてない。そして連絡をとっても全く連絡とらない。本体の山形の事務局長さんは、沖縄の事務所長のことは全くわからないと話をしております。

沖縄県がこの万国津梁のテーマをね、知事が目玉事業ですね。ある意味この知事の大きなこの発信力にしようという事業に対してですね、このていたらくですよ。もうしようがありませんけど、いやこれ以上はもうここで話してもしようがありませんが、いずれにしろですね、ちょっといろんなその県民が疑義を持っておりますので、そして部長初め総務部長もそうですけども、皆さんが守ろう守ろうとするね、そういう気持ちはわかりますよ。だけど一方で、こういう官製談合と疑われてもおかしくないようなですね、あるいはその知事のそんたくが疑われてもおかしくないような、こういうこの会合があったという事

実はですね、これは覆すことはできませんからね。ましてや県の職員もいる。

それはぜひですね、参考人招致で改めて委員長にお願いしますが、関係者に堂々と出てきてもらって、やっぱり質疑をすれば明確なるじゃないですか。いやこれは官製談合とかね、選挙功労じゃないんだと。何でそれぐらいの県は器量を見せて、県民に明々白々にですね、この疑義を晴らすようなね、ことをしないのか。だからそういうチャンスをお与えしますから、ぜひ、委員長。これは明確にすっきりしたほうがいいと思いますよ。だから参考人招致をぜひお願いします。はいどうぞ。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 きょうも何人かの委員に答弁させていただきましたけども、4月の12日に企画提案公募しまして、5月10日までですね、提案を受けました。

その中で、確かに御提案のあったのは、県外の1者プラス県内の3者のコンソーシアムとしての1事業体でございますけれども、そういった適正な応募期間を設け応募がございまして、我々審査会の中でしっかり審査して契約事業者を決定した次第です。

現在、3つのテーマに沿って万国津梁会議がしっかりと行われてるところもございまして。今後、また、そういった、委員の皆様から出てきた意見をしっかりと県政に反映していくところもございまして。私どもとしては、今回の事務手続につきまして、しっかり対応してきたつもりでございまして、今後の執行に当たりましてはですね、そういったところで、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○山川典二委員 最後一言。要するに契約前夜にね、前祝いと言われるような会合が、知事がのこのこ出て行ってやったという事実は事実であります。これは今後また、我が会派が含めてですね、いろいろとまた明らかにしていく作業も続けますが、ちょっと話は違うんですけど万国津梁会議の、今3つの部会といいますかね、この会議の議事録を終わった段階で構いませんので、議事録をぜひ当委員会に御提出をお願いしたいなと思っておりますが、それはいかがでしょうか。

○新垣健一文化観光スポーツ部長 3つの分科会それぞれですね、所管課ございます。非公表の会議もございまして。もちろん、概要について説明を既にされているところもあるかもしれませんが。ですので、その辺はそれぞれの所管課でですね、対応ということをお願いしたいなと思っております。

○山川典二委員 ぜひその辺は調整していただきましてね、明らかにできるところは一非公表の部分はまだそれは構いませんが、明らかにできるところはね、ぜひ県民に明らかにできるように、御努力をお願いしたいと思います。
終わります。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、万国津梁会議費についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

議案及び陳情等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。
まず、乙第8号議案沖縄県森林整備促進基金条例を採決いたします。
お諮りいたします。
本議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は、原案のとおり可決されました。
次に、乙第20号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、

乙第21号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第22号議案水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第23号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第24号議案通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第25号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について及び乙第26号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案7件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案から乙第26号議案までの議決議案7件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて、議案等採決区分表により協議)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員長から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について及び調査日程についてを議題といたします。

まず、本委員会の所管事務に係る決算事項として本委員会へ調査依頼のあった認定第1号から認定第4号まで、認定第9号から認定第12号まで、認定第14号

及び認定第15号の決算10件を議題といたします。

ただいま議題となりました決算10件については、閉会中に調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算事項に係る調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査日程について協議した結果、別添調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

決算事項に係る調査日程につきましては、案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算議案の審査等に関する基本的事項の主な点について説明があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件について、お諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情67件と決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、万国津梁会議費に係る参考人招致について議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項国内外の交流についてに係る万国津梁会議費に係る参考人の招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

参考人招致についてを議題といたします。

万国津梁会議費についての審査のため、参考人として出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致について協議した結果、子ども被災者支援基金の鈴木理恵さん、徳森りまさんの2人を参考人として出席を求めることで意見の一致を見た。また、大城一馬委員から与党委員の4人は採決には参加せずに退室するので休憩してほしいとの要望があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

子ども被災者支援基金の鈴木理恵さん、徳森りまさんの2人を参考人として出席を求めることについて、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、社民・社大・結連合会派の新里米吉委員、大城一馬委員、おきなわ会派の親川敬委員及び共産党会派の嘉陽宗儀委員が退室した。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの2人を参考人として出席を求めることについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、日程については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、社民・社大・結連合会派の新里米吉委員、大城一馬委員、おきなわ会派の親川敬委員及び共産党会派の嘉陽宗儀委員が入室した。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月17日 木曜日 午前10時に委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

副 委 員 長 瀬 長 美佐雄